

農林金融

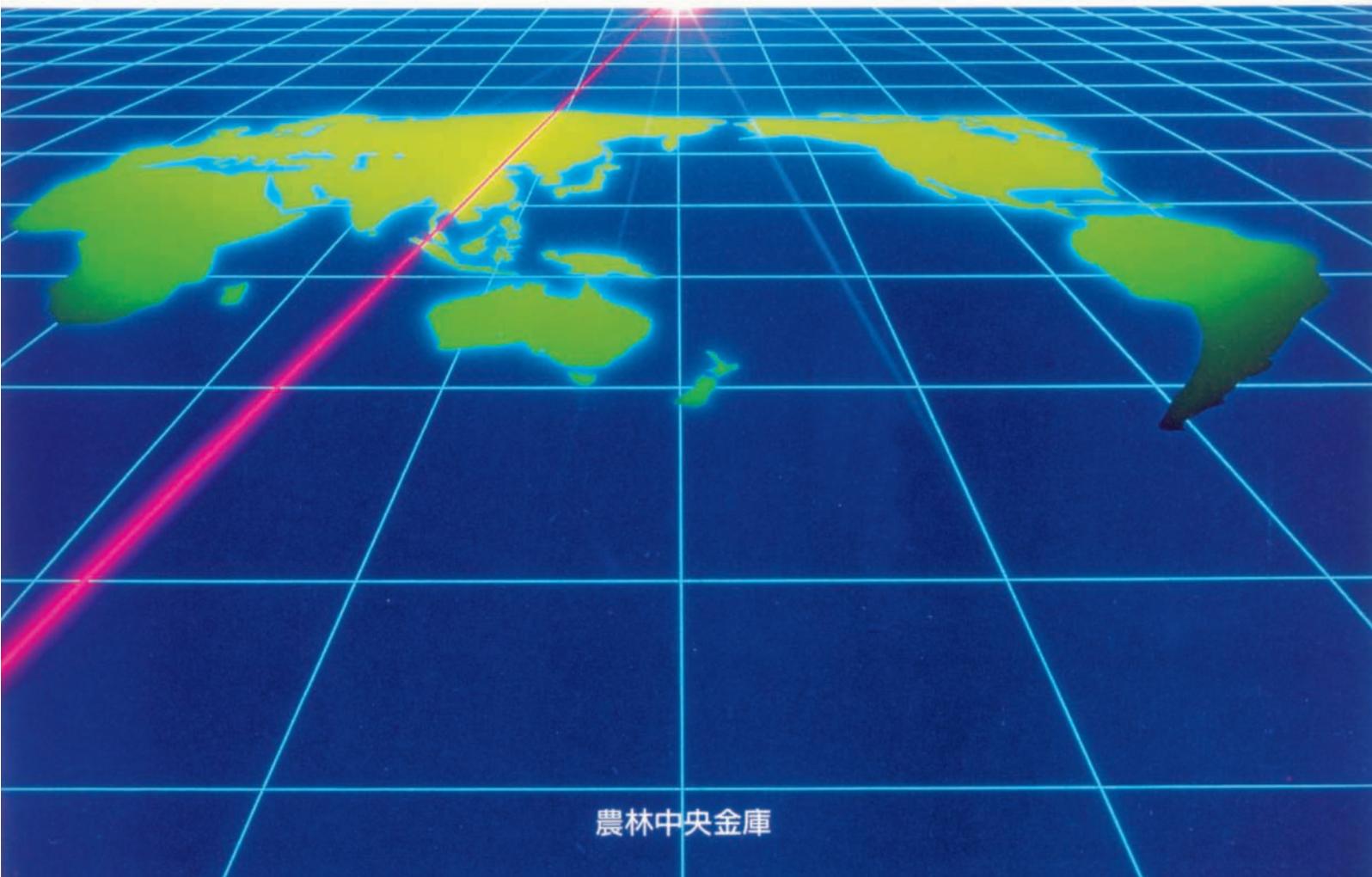
THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2006 **6** JUNE

農協改革の前進のために(上)

農協の現段階的特性とその改革の課題と論点
日本の農業・地域社会における農協の役割と将来展望(上)
農協と組合員との関係再構築の課題

M & Aと協同組合
組合金融の動き



協同組合における理念と経営

農協が農業の構造改革を阻害している等の農協批判が一部から提起されているなか、この秋のJA全国大会を迎えようとしているが、農協を巡る議論において、私自身が常に気にかけるのは、協同組合における理念と経営の関係という問題である。

農協系統においては、協同組合運動の名の下に経営問題を軽視するという風潮が見られる場合がある。確かに、協同組合は利益追求を目的とはしていないが、その理念・目的を達成するためには、様々な機能を維持・発揮していく上での経営体としての健全性の確保、すなわち経営面の確固とした裏付けが不可欠であることは自明の理である。したがって、経営的側面を無視・軽視した単なる運動論的・教条主義的な議論というものは、極めて無責任な評論家的議論であり、百害あって一利なしである。むしろ、協同組合という崇高な理念を掲げている以上、経営に対する責任は一般企業以上に重はずである。

一方、協同組合としての理念を無視・軽視した経営至上主義は、もはや協同組合を名乗るべきではない。協同組合の理念は、ICAの協同組合原則に見事に整理されているとおりであるが、一言で言うならば、それは、人間的価値観を重視する組織・活動ということである。協同組合は、自ら資本主義経済の中に身を置き、事業面では一般企業と競争しつつも、競争原理への過信や利益・効率性至上主義がもたらす様々な非人間的なひずみといった、資本主義が内包する負の側面を認識・否定し、社会的存在としての人間的価値観を基本に据えて、組合員・地域住民の経済的・社会的・文化的願いをかなえることを目的とする存在であり、この点にこそ現代社会における協同組合の存在価値がある。

この理念を一般企業との比較に置き換えて言うならば、農協は協同組合であるがゆえに、農業・農村に責任を持っているということである。一般企業の場合、事業や収支が成り立たなければ、その分野なり立地に進出しないし、失敗した場合には撤退すればそれで済む。しかし、農協の場合には、農業や農村から撤退する訳にはいかない。それが農協の宿命であり、使命と責任である。いわば、農協は農業・農村・地域社会と運命共同体であるという基本的性格を持っており、そこが一般企業と決定的に異なる点であり、協同組合の理念に基づくゆえんである。

問題は、協同組合としての理念と経営という一見矛盾するような二つの側面をいかに調和させ、両立させるかということである。幸いにも、わが国においては、協同組合的理念による村落共同体運営が行われている。また、最近、ボランティア活動やNPO、NGOといった協同組合理念に近い活動も活発化しているし、企業においても従来の利益主義とは価値観を異にするCSRの重要性に目覚めてきている。まさに、協同組合の価値観を広めていくうえでは好機である。農協批判に応えていくには、農協が協同組合としての理念と経営を強固なものとし、わが国の食料・農業・農村や消費者・地域住民にとって有効・不可欠な機能を果たし続けていくことにより、国民の理解と共感を得ていくことが、最も有効かつ最大の反論となる訳であり、そうなることを期待もし、確信もしている。

((株)農林中金総合研究所常務取締役 越智正也・おちまさや)

今月のテーマ

農協改革の前進のために(上)

今月の窓

協同組合における理念と経営

(株)農林中金総合研究所常務取締役 越智正也

農協の現段階的特性とその改革の課題と論点

東京農業大学国際食料情報学部教授 白石正彦 2

最近の農協批判にへえて

日本の農業・地域社会における農協の役割と将来展望(上)

JAプロジェクトチーム 13

組織運営問題を中心に

農協と組合員との関係再構築の課題

新潟大学農学部教授 青柳 斉 44

談話室

豊かに存在する水田の風景

神戸新聞経済部記者 辻本一好 42

外国事情

M & A と協同組合

協同組合は買収できるか 田中久義 55

組合金融の動き

農協と農林公庫の農業資金内訳

平澤明彦 66

統計資料 68

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農協の現段階的特性と その改革の課題と論点

白石正彦

<東京農業大学国際食料情報学部教授>

〔要 旨〕

- 1 協同組合セクターの一翼を占める日本の農協の現段階は、グローカリズム（グローバル化とローカル化の複合化による新しい協同・共生の原理）の視角から主体的条件整備のための改革が大きな課題である。
- 2 そのためには、ICAの21世紀の協同組合原則をふまえて、協同組合らしい農協の理念・原則の鮮明化と、現実の農協運動の実践の中での理念・原則の具体化、さらにその理念・原則を基準として実践をチェックしてゆく、3つの側面からの理念・原則重視の改革が求められている。
- 3 協同組合らしい農協の組織力強化に向けての改革は、「21世紀の協同組合原則」ならびに「JA綱領」を踏まえて、組合員の組織的活動を再評価し、強化することが今日の課題である。すなわち、現段階は法制度改革に焦点があるのではなく、「組合員組織の機能充実」が戦略的にきわめて重要である。
- 4 農協の事業は、組合員組織活動の活性化を土台に、協同組合らしい理念・原則を明確化しつつ、Plan（計画） Do（実践） See（見直し）に取り組み、「規模の経済」と「範囲の経済」の相乗効果が発揮可能な事業活動力強化の改革が求められている。
- 5 農協トップ役員の経営管理面では、組合員間の水平的結集と農協への組合員の垂直的結集を図るため、「組合員組織」の自発性を重視した協同組織活動の支援方策の拡充、並びに戦略的構想と計画の創造力、実行力、決断力、危機管理能力等の高度化への改革が求められている。
- 6 全国・都道府県の農協連合組織と単位農協を含め、役職員の人材開発と評価基準を鮮明にした人事異動・交流・登用が重要である。さらに、農協連合会の子会社化は、組合員並びに連合会のコントロールの弱体化がコンプライアンス等に違反する問題を引き起こすケースもみられ、財務面のみでなく組合員志向の運営管理視点からの評価基準を導入し、厳正な内部監査体制の整備に向けての改革が課題である。
- 7 農協中央会は、政策要求運動を通じた不公正さの是正や公益性強化への取り組みを優先すべき課題と、農協やその事業連自体が事業改革で克服すべき優先課題との区別や政策当局との立場の相違を明示した農協運動の方向付け、さらに、新規組合長など常勤役員の協同組合教育ならびに若い世代の組合員教育等が重要である。また、現段階は、農協中央会の法制度のあり方を問題にする以前に、機能充実への改革が優先されるべきである。

目次

はじめに

- 1 21世紀の協同組合原則とJA綱領の意義
- 2 協同組合らしい農協の組織力強化の改革方向

- 3 協同組合らしい農協の事業活動力強化の改革方向

- 4 協同組合らしい農協の経営力強化の改革方向
おわりに

はじめに

21世紀社会は、グローバリズムとローカリズムの両潮流が進展している。このうち、前者のグローバリズムの進展は、市場経済先導の競争原理を主軸にしてITの進展による地球規模の情報の共有化や高度な技術革新、人的交流の促進、国連、WTOなどを通じた国際的政策の枠組みなどプラスの側面だけでなく、温暖化・砂漠化・海面の上昇など地球の生命を脅かす環境破壊、市場原理主義を思潮とする巨大な投機マネーゲームによる実物経済への負の作用、地球規模での貧富の格差や飽食と飢餓の拡大など、人類と生命の生存を脅かし、地域社会の人的連帯を脅かすマイナス局面を随伴している。

他方、ローカリズムは、スローフード運動や地産地消運動、コミュニティ再生運動など人びとの共感や結びつきの強化による助け合いなど、グローバリズムのマイナス要因を克服しようとするプラスの側面と同時に外部環境の急激な変化に対する効果的な対抗力という面では限界もみられる。

これに対して、協同組合セクターは、ロ

ーカリズムを基調として、グローバリズムのプラス面を包含した、グローカリズム（グローバル化とローカル化の複合化による新しい協同・共生の原理）によって事業体（Enterprise）を通じて、組合員のニーズと願いやコミュニティの持続的発展に取り組みつつある。

すなわち、協同組合セクターは、政府セクター並びに営利企業セクターとは異なるアイデンティティを保持しながら、人的結合による独自の組織力を土台とした事業経営の改革が求められている。

協同組合セクターの一翼を占める日本の農協の現段階的特性は、以上のようなグローバリズムとローカリズムの両潮流の外部環境のうねりの中で、グローカリズムの視角から主体的条件整備のための改革が大きな課題である。そのためには、第1に、ICAの21世紀の協同組合原則をふまえて、理念・原則重視の改革が求められている。

第2に、営利企業セクターは、グローバリズムとローカリズムの両潮流の中で、資本の結合体であり、リスクを伴いつつ最大限の営利追求を目的として、世界経済全体をリードするパワーを有しているが、弱肉強食の競争原理を助長する方向でしか生き

残りが許されず、コミュニティとの結びつきが弱く、効率優先による地球規模での格差拡大や環境破壊を助長する負の側面を随伴している。

これに対して、政府セクターは、グローバルズムとローカリズムの両潮流の中で、公正な競争ルールの整備や所得格差・地域格差の是正、地球規模での飢餓と飽食の矛盾の是正、環境破壊や食の安全性の危惧への規制強化など制度的インフラ整備の役割発揮が求められているが、営利企業のマイナス面をタイムリーに規制するには不十分であり、時には、過小あるいは過度の介入によるマイナス効果など、政府の失敗も目立っている。

1995年にコペンハーゲンで開催された「国連社会開発世界サミット」のためのバックグラウンド・ペーパーは、「協同組合人の総数は世界で8億人にのぼると推定され、加えて1億人の人々が協同組合に雇用されている。…協同組合事業によってかなりの程度生活が保証されている人々の総数は30億人に達し、これは世界の人口の半分に相当する」と述べ、非営利・協同組織としての協同組合の現代的意義を強調している。

このような協同組合セクターの一翼を担う日本の農協は、営利企業セクターと政府セクターなどの外部環境の動向をふまえて、グローカリズムの視角から組合員・利用者の参画・結集による協同組合らしい組織・事業・経営の改革が求められている。

以上のような問題意識から、日本の農協

の現段階的特性とその改革の課題と論点を検討してみたい。

1 21世紀の協同組合原則と JA綱領の意義

戦後日本のGHQ占領下での職能別協同組合制度の形成過程においては、とくに法制度面で1937年のICA 7原則が影響を及ぼしており、1966年のICA 6原則は異種・同種間の協同組合間提携の促進等に影響を及ぼしている。

さらに1995年のICAの「21世紀の協同組合原則（協同組合のアイデンティティに関するICA^(注1)声明）」は、協同組合の定義・価値・7つの原則を内包し、日々の協同組合実践運動を再点検し、営利企業や政府とは異なる独自の個性を堅持して行く上で、JA綱領の制定の契機ともなった。

とくに、協同組合の定義では、協同組合の主体が「人びとの自治的な組織（an autonomous association of persons）」であり、

その手段である「共同で所有し民主的に管理する事業体（a jointly-owned and democratically controlled enterprise）」を通じて、

その目的とする「共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願い（their common economic, social, and cultural needs and aspirations）」をかなえる3つの有機的な関係を明確にしている。

農協批判の多くが、営利企業を尺度として、協同組合の事業体の側面のみを取り上げ批判しているが、組合員が農協を組織し、

運営し、事業利用する有機的結びつきによって成立している特性を無視している。

協同組合の価値の明確化は、1992年のICA第30回東京大会で集中的に論議され、1995年の「21世紀の協同組合原則」では、「協同組合の定義」に続いて「協同組合の価値」について、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という協同組合の大切にす6つの基本的価値を明示し、さらに協同組合の創設者たちの伝統を継承しつつ、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という組合員が大切にす信条である4つの倫理的価値を明示している。このように協同組合の基本的価値と組合員の倫理的価値とは、コインの表裏のように結びつけて協同組合運動の中核的理念として重視することによって、営利企業や政府とも異なった個性発揮を喚起している。

農協批判の多くは、このような組合員との深い結びつきを無視して、営利企業を見る同一の視点から皮相的批判が目立っている。建設的な農協批判は、このような協同組合としての農協の特性を踏まえて、協同組合運動の体質強化の方向でなされる必要がある。

さらに、「21世紀の協同組合原則」では、「7つの協同組合原則」が、協同組合運動の中核的理念である「協同組合の価値」を「現実の協同組合実践」の中に注入する架け橋の役割をもっている。

このため、農協の組合員と役員による「現実の協同組合実践」において、「7つの協同組合原則」を注視し、これらの原則を

常に適用し続けることによって、その結果、協同組合が大切にす「協同組合の価値」を体質的に強化し、営利企業とは異なる風格をもった、協同組合らしい農協だと評価されるように取り組む必要がある。

7つの協同組合原則のうち、第1原則（自発的で開かれた組合員制）、第2原則（組合員による民主的管理）、第3原則（組合員の経済的参加）の3つの原則が「組合員と協同組合の双方向の関係」を明示している。

この視点からみても、多くの農協批判がこの点を無視し、むしろ、農協と組合員の結びつきをいかに弱体化するかに力を注いでいると判断せざるをえない。他方、批判される側の農協と組合員は、これらの原則の中で明示されている「男女共同参画（ジェンダー）」「計画立案を含む意思形成のプロセスへの組合員参画」「組合員による協同組合への公正な出資」「資本の民主的管理」「出資金への制限された利率」「剰余金の準備金としての積み立て」などを注視して、原則志向の体質強化を図ることが大きな課題である。

7つの協同組合原則のうち、後半部分の第4原則（自治と自立）、第5原則（教育、研修および広報）、第6原則（協同組合間の協同）、第7原則（地域社会への関与）は、協同組合と組合員の内部的関係と並んで協同組合と協同組合の外部（政府を含む他の組織、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダー、国内外の他の協同組合、地域社会）の関係を保持する場合の原則を明

示している。

このうち、第4原則（自治と自立）と第7原則（地域社会への関与）は以前のICA6原則（1966年採択）にはなかった21世紀型の原則である。このうち、第4原則では「協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。」という視点からみると、規制改革・民間開放会議などの農協批判は公正さを欠き、弱肉強食の格差社会を助長し、内発的な自助努力を抑圧しようとする色彩が濃厚である。この問題への藤谷築次氏の批判論文は的確である。^(注2)

農協運動のあり方は、公正さを求めて取り組む農協による農政運動の課題と内発的に事業改革によって取り組む課題を厳格に区別し、組合員や一般の人びとにも共感を呼び起こす方向で、農協と組合員の自助（自らの努力）を土台に利害関係者（ステークホルダー）との持続的関係づくりが大きな課題である。

第7原則（地域社会への関与）は、「協同組合は、組合員の承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。」と明示し、営利企業が利潤動機に基づき事業活動の立地をグローバルに移動している行動と根本的に異なり、地域社会に密着し、さらに持続可能な発展のために活動する“社会的目的”を鮮明にしている。

「平成18年豪雪」に対してJA共済は日頃の面識を生かして素早く現場に行き、査定と支払い対応に取り組み、支払共済金（建物更正共済）は過去最高の約2万件、約77

億円を支払っているが、新潟県内のある自治体首長からJA共済連に感謝状を贈呈したとの連絡があったと、JA共済連経営管理委員会の野村弘会長は、他業態と比べて評価の高い点を強調されている。^(注3) 医療分野でも戦前の無医村に産業組合が診療所を開設し、戦後の長野県佐久病院（厚生農協連合会）の出張診療から全村健康管理の取り組みは、農村の暮らしの基盤づくりのパイオニアとして評価でき、^(注4) またこのような伝統の持続の動き（例えばJA北信州みゆきの診療所の開設）が注目される。

1997年10月の第21回JA全国大会で、「JA綱領 わたしたちJAのめざすもの」が決定された。この前文には、最初に「わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。」と明示され、JAの組合員・役職員の運動の土台に「21世紀の協同組合原則」を位置付け、JAの「組織、事業・経営革新」を通じて、「より民主的で公正な社会の実現」を展望している。このような協同組合らしい枠組みを明示し、さらに、

“わたしたちは、

1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。

1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。

1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。

1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。

1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。”

と具体的な実践原則を明示し、農協らしい社会的役割あるいは社会的使命を果たすことを宣言している。

以上のJA綱領を踏まえ、農協運動あるいは農協改革の3か年の中期計画として、2000年の第22回JA全国大会の中心テーマは『『農』と『共生』の世紀づくりに向けたJAグループのとりくみ』、2003年の第23回JA全国大会は戦略的構想のキーワードとして『『農』と『共生』の世紀づくりをめざして JA改革の断行』、さらに今年10月予定の第24回JA全国大会組織協議案(素案)では「食と農を育む活力あるJAづくり 『農と共生の世紀』実現のために」と「農と共生の世紀」づくり(実現)を一貫して明示している点は大いに評価したい。しかし、農協が自己改革を図る上でこの戦略的構想が、農協運動として十分共有されているとは言い難い。このためには、第1に、ICAの21世紀の協同組合原則をふまえて、協同組合らしい農協の理念・原則の鮮明化と、現実の農協運動の実践の中での理念・原則の具体化、さらにその理念・原則を基準として実践をチェックしてゆく、3つの側面からの理念・原則重視の改革が求められている。

(注1) 日本協同組合学会訳編(2000)

(注2) 藤谷築次(2006)

(注3) 農業協同組合新聞(2006)

(注4) 島内義行(2005)

2 協同組合らしい農協の組織力強化の改革方向

『総合農協統計表』(農林水産省)によると1998年度から2004年度にかけて、農協の正組合員は534万人から505万人、正組合員戸数は465万戸から440万戸へと微減傾向にある。他方、准組合員は378万人から409万人へと微増傾向をたどり、准組合員比率は41.5%から44.7%へと3.2ポイント上昇している。しかも、1組合当たりの平均組合員数は4,961人から10,017人と2倍となっている。

第24回JA全国大会組織協議案(素案)の関連資料によると、主業・准主業農家組合員95万戸、副業的農家組合員122万人、自給的農家組合員77万戸、土地持ち非農家110万戸と多様であり、准組合員(非農家)は327万戸を占めている。

以上のような組織基盤の変容の中で、多様な組合員が事業活動に参加したくなる「組織力強化策」が大きな課題である。IT化、グローバル化が進展すると同時に、地産地消などローカルな活動が見直される中で、グローカリズムの視角から農協の世帯単位ではなく、個々の組合員とその世帯員のニーズと願いに焦点を当てた多様な組合員の地域別・目的別・属性別組織(中間組織)の改革による、自己実現とコミュニティ重視の組織活動の活性化が、農協の事業力や経営力の強化にも連動し、その成果を組合員と地域社会に還元する方途を展望すべ

きである。

営農面では、例えば静岡県JAみっかびの柑橘農家組合員による三ヶ日町柑橘出荷組合（組合員915人）は1960年に結成され、三ヶ日みかんのブランド力を持続するためルール違反者には除名処分を含む厳しい内部牽制力を集落段階の支部活動と本部活動、女性部活動等を組み合わせ持続し、消費者と市場の三ヶ日みかんへの信頼を保持し、現時点でも林地の果樹園への転換による造成に取り組んでいる。特に、2001年からは光センサー選果システム（出荷組合主導の運営）並びに光センサー選果と連動したマッピングシステム（品種別・樹齢別・糖度別樹園地の分布図作成など）、気象観測システム（町内17か所の気象観測装置）の導入により、農政が焦点を当てて育成しようとしている認定農業者のみでなく、地域コミュニティの持続的発展を重視し、多様な担い手を包含して生産指導、園地流動化、農作業受委託の推進に取り組んでいる。

強調したい点は、営農面の組合員組織の自立性と運営面における出荷組合員間の仲間としての信頼感と緊張感を持続する基本的機能を強化する仕組みの改革が大きな課題として重視すべきである。

属性別組織としての女性組織については、例えば滋賀県JAグリーン近江の女性部活動は、集落活動およびグループ活動に重点を置いた組織とし、本部役員は部長・副部長各1名とし、本部活動の実行委員は希望者を募り、女性部（名称「キラリ」）自

らが企画運営し、JA女性部担当職員は補佐的な役割を果たしている。

この結果、女性部の多様なグループが誕生し、部員減少に歯止めがかかり、解散していた支部も一部復活している。また、農協企画の活動にかならず全員がどこかで参加する旨を申し合わせた結果、活動への参加者が増えるなど、部員が自主的に参加し活動できる組織に改革されつつある。^{（注5）}

農協の組合員数増加運動で注目される動向として、広島県JA三次（正組合員11,883人、准組合員6,131人）は、2005年10月から取り組み、同年度には新規組合員加入実績が1,700名（目標1,500名）に達しており、加えて、農業の担い手づくりのための「農業生産法人の育成」を重視し、2005年度には3つの集落営農型農業法人へ各500万円以内の出資をおこなうなど、JAの組織基盤の活性化に取り組んでいる点である。

このように協同組合らしい農協の組織力強化に向けての改革は、農協連合組織の推進方策を超えて、周辺部から内発的に取り組まれており、このような組織的活動を「21世紀の協同組合原則」ならびに「JA綱領」を踏まえて再評価し、強化することが今日的課題である。すなわち、現段階は法制度改革に焦点があるのではなく、「組合員組織の機能充実」への改革が戦略的にきわめて重要である。

（注5）白石正彦（2006）

3 協同組合らしい農協の 事業活動力強化の改革方向

農協の事業は「組合員組織活動」活性化を土台に、協同組合らしい理念・原則を明確化しつつ、Plan（計画） Do（実践） See（見直し）に取り組み、「規模の経済」と「範囲の経済」の相乗効果が発揮可能な事業活動力強化の改革が求められている。

第1に、営農面事業活動力強化の改革に取り組んでいる先進的事例としては、例えば、JAグリーン近江（正組合員数9,595人、准組合員11,015人）の取り組みが注目される。すなわち、環境こだわり農業づくりを基本理念とし「地域農業戦略」に基づいて、営農指導員を増員配置し、支店単位にモデル集落を設定し、「出向く営農指導」による集中支援を図っている。

さらに、売り切れる米づくりのための自然条件を生かした地域別（湖辺、平坦、山間）の栽培、各支店に「モニター展示圃」（その地域のモデル田）を設置し、生産者と営農指導員の協働で品質向上、減農薬・減化学肥料による環境こだわり米の栽培、トレーサビリティシステムによる「とれさ米」（商標登録済）など消費者の信頼づくりに取り組んでいる。

稲作の作目部会（大中の湖ヒノヒカリ特許栽培生産部会）は「畦畔2回刈り技術」「額縁別収穫技術」「色彩選別機械利用技術」を組み合わせシステム化し、米の大敵であるカメムシの害を農薬を使わず防ぐ新農

法（新技術）を開発し、世界で地球環境問題に貢献する100の技術の1つとして認められ、昨年の愛知県で開催された「愛・地球博」で、「愛・地球賞Global 100 Eco-tech Awards」を受賞している。

2001年から始まった、滋賀県環境こだわり農産物認証制度など、自治体農政とも連携し、環境こだわり米カントリーエレベーター（自然乾燥方式、品質や栽培形態ごとに乾燥・貯留が可能）を導入している点、このカントリー利用には22組織、約1千人の部会員が結集し、トレーサビリティに対応し、パソコンや携帯電話から栽培履歴や流通情報にアクセスなどが可能である。

生産資材購買事業における配送業務の合理化・効率化を図るため、組合員への配送を運送業者への業務委託に切り替え、年1億円以上の経費削減に成功している。

2004年度の部門別損益の「農業関連事業」部門が、営農指導事業費の負担を配賦基準に基づき賄ったうえで、当部門の税引前当期利益で8,462万円の黒字となっている。^{（注6）}

以上のようなグローカリズムを視点とした協同組合らしい農協の営農面事業活動改革の取り組みを大いに評価したい。

第2に、生活面事業活動力強化の改革の先進的事例としては、例えば、JAいわて花巻（正組合員1万3,601人、准組合員5,729人）が注目される。すなわち、産直事業（直売高は「母ちゃんハウスだぁすこ」などの8億円）、福祉事業（福祉・介護サービスや温泉付きの施設利用者が年間約3万3,000人）、葬祭事業（協同会社）や多彩な生活文化活動

による家の光文化賞の受賞などが注目されるが、とくに、福祉・生活面の資格を取得した生活・福祉担当のプロ意識をもった職員による生活文化活動の支援や福祉事業活動の体制整備を評価したい。

当農協の合併前の花巻市内の旧湯本農協は、1968年に2か所に「農協幼稚園」を開設し、77年に幼稚園は学校法人（ゆもと幼稚園、花巻ささま幼稚園）として独立したが、その後も学園長には農協組合長等の農協関係者が就任している点は、次世代づくりのロマンが感じられる（卒園生は前者が2,400名、後者が1,100名）。

さらに、2003年からは、当農協の生活推進部にグリーンツーリズムセンターを置き、事業推進体制の強化（農業・農村資源を生かしたメニューの企画とPRや姉妹都市・姉妹JAとの交流）、受け入れ体制の整備（農家民泊の受け入れ体制整備、体験メニューの掘り起こし、体験農園の設置）、推進組織体制については、行政機関との連携、受け入れ農家組織の育成等を含む3か年計画を实践中であり、当農協が受け入れた修学旅行などでの農家体験者数は2003年1,518人、2004年1,803人、2005年3,038人と、^(注7)着実に増大傾向にある点が注目される。

以上のような生活面事業活動の持続的改革への取り組みを土台に、グリーンツーリズムへの農協の戦略的な取り組みは、グローバル化の視点から、将来的には、中国・韓国など諸外国から観光客受け入れと双方向の農業・農村生活を体験・学習する観光交流による異文化間や都市と農村間の

相互信頼を展望でき、これらの取り組みを大いに評価したい。今後さらに、グリーンツーリズムへの農協らしいノウハウの蓄積が大きな課題である。

第3に、信用・共済事業は、情報システムの整備は進展しているが、協同組合らしさをふまえ、かつ高い専門的技能を身に付け、自信をもって組合員とのコミュニケーションが可能なFPやLAなどの職員養成が大きな課題である。

さらに、信用事業の貯貸率の低さを改善してゆくために、「ローンセンター」の土日開店などと共に、支店（支所）・出張所の再編と金融移動バンク車の導入による利便性の拡充、信用業務の管理体制やコンプライアンス体制の整備が大きな課題である。

第4に、連合組織の補完機能は、業態によって性格が異なる。信用・共済事業分野は商品の均質性が強いいため、前年度の保有残高を土台としてシステム改革を行う必要がある分野である。これに対して、営農・生活事業分野は、商品・サービスの多様性と単年度のみ積み上げ実績で評価される分野である。このため、後者は都道府県と全国連の統合が実現された場合でも、分権的、ネットワーク的運営管理が重要である。

例えば、比較的収益性を上げている県本部等から収益性が劣る県本部への過度の支援がなされると、公平さに欠け、組織の統一に揺らぎをもたらしかねない。

（注6）前掲白石（2006）

（注7）白石正彦（2005）

4 協同組合らしい農協の 経営力強化の改革方向

第1に、2004年3月期決算から、農協法37条の「部門別損益情報の開示」で「農林水産省令で定める事業の区分（信用、共済、農業関連、生活その他、営農指導の各事業、共通管理費等）ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。」と規定されている。

さらに、営農指導事業は、農業関連、信用、共済、生活その他の各事業の基盤をなす事業として位置付けられ、各部門の事業総利益割合や営農指導貢献度比率などを考慮して各部門別に配賦できる仕組みが導入されている。

このような各事業部門損益の情報開示によって、農協経営の実情を組合員と組合員組織メンバー、並びに役職員が経営問題の情報を共有するだけではなく、支所・支店・出張所の統廃合の意義と従来の利便性を維持・発展させるための金融移動バンク車などの巡回など、組合員・利用者の立場に立った代替案（改革案）の提示と論議が活発になされるべきである。

第2に、農協トップ役員の経営管理面では、組合員間の水平的結集と農協への組合員の垂直的結集（縦軸・横軸の両軸への結集）を図るため、個々の組合員が組織的結集している「組合員組織（中間組織）」の自発性を重視した協同組織活動の支援方策の改革が重要である。

第3に、農協トップ役員の経営管理面では、前述の農協の組合員組織の改革に加えて、戦略的構想と計画の創造力、実行力、危機管理能力の高度化への改革が求められている。

具体的には、農協管内全域枠を設け、女性・青年の役員登用枠や若干名の組織代表の役員枠の設定など、定款に関わることであるが工夫の余地は大きいし、また、全国・都道府県連合組織と単位農協を含め、役職員の人材開発と評価基準を鮮明にした人事異動・交流と登用が大きな課題である。

第4に、農協連合会の子会社化は、グローバルリズムを重視し、効率性と専門性を発揮する上で、妥当なケースも多い。しかし、組合員並びに連合会のコントロールの弱体化がコンプライアンス等に違反する問題を引き起こすケースも見られ、財務面のみでなく組合員志向の運営管理視点からの評価基準を導入し、厳正な内部監査体制の整備が課題である。

第5に、農協中央会は、都道府県中央会と全国中央会による機能の高度化と効率化の視点から両者の重複機能の全中への移管、政策要求運動を通じて、不公正さの是正や公益性強化への取り組みを優先すべき課題と、農協やその事業連自体が事業改革で克服すべき優先課題との両者の区別や政策当局との立場の相違を明示した農協改革運動の方向付け、全国連と都道府県の中央会による監査機構のネットワーク的拡充、役職員教育の高度化（とくに新規組合長など常勤役員の協同組合教育ならびに総

合企画担当の中堅職員の協同組合教育)の支援ならびに、若い世代の組合員教育、及び小中学校とも連携した食育・食農教育、ジェンダー視点からの「女性大学」の拡充、正・准組合員の全体を対象とした組合員講座や協同組合とは何かの理解を高めるための広報活動の支援体制の強化が課題である。現段階は、農協中央会の法制度のあり方を問題にする以前に、機能の充実に向けた改革が優先されるべきである。

おわりに

JA北信州みゆきの前組合長は「今のJAは組合員の地盤に根を張れなくなっている。いわば根腐れ現象を起こしてきている。^(注8)」という危機意識から、日本で最初^(注9)のあぐりスクールを開校して5年になること、40歳前の女性を対象とした女性大学(2年制)の開設の結果、女性組合員が1,300人超、女性総代は100人、女性理事が4人と農協運動への女性の意志反映を強化しつつある農協の組織基盤の改革への挑戦を優秀賞受賞論文で明らかにされている。

福岡県JA糸島での生活指導員や介護・福祉事業の担当者としての長年にわたる実践を踏まえて、徳重栄子さんは「人の一生の中で一番大事なことは“食”なのだ」と痛感させられる。そして、この食を担っている農業が主体となっているJAを誇りに思うのである。JAは経営者、組合員、職員が一体となって各事業を展開している。…農業を中心とする事業や活動は組

合員家庭にとどまらず、地域の人達に安心感を与えているに違いない」「今の時代になって、農業とは、食育となり、地域交流の場づくりとなり、JAファンづくりの要になるのである」という農協の使命を鮮明^(注9)にして、組合員の結集力と農協の求心力の強化方を優秀賞受賞論文で明らかにされている。

協同組合らしい農協づくり、あるいは農協改革運動は、組合員と役職員が両輪となってコミュニティの衰退を食い止め再生させたいという使命感、あるいは人間の命の源泉に関わる食農を担う農協への限りない誇りと使命感に支えられた感性豊かな改革への取り組み実態を直視して、10年後の展望を構想すべきではなかろうか。

(注8) 石田正人(2006)

(注9) 徳重栄子(2006)

<参考文献>

- ・石田正人(2006)「悠久のふるさとを残すために」『家の光文化賞農協懇話会会報』(第40号特別号) 2006年4月、家の光協会
- ・島内義行編著(2005)『星かげ凍るとも 農協運動あすへの証言』創森社
- ・白石正彦(2005)「食育・食農に果たすJAの役割」『JA金融法務』(No.409, 2005年11月号)
- ・白石正彦(2006)「環境こだわり農業の創造と元気な女性部がJA活力の源泉」『家の光ニュース』(709号, 2006年3月号)家の光協会
- ・徳重栄子(2006)「人間を続けるための食、そして農」『家の光文化賞農協懇話会会報』(第40号特別号) 2006年4月、家の光協会
- ・日本協同組合学会編(2000)『21世紀の協同組合原則 ICAアイデンティティ声明と宣言』日本経済評論社
- ・「農業協同組合新聞」(2006)第1977号, 2006年5月20日号
- ・藤谷築次(2006)「現代版『反産運動』の本質と撃破すべき基本論点」『地域農業と農協』(2006年第35巻第4号)農業開発センター, 10~17頁

(しらいしまさひこ)

日本の農業・地域社会における 農協の役割と将来展望(上)

最近の農協批判に込えて

〔要 旨〕

最近、農協の存在そのものを否定するかのとき農協批判が提起されている。批判内容は、農協が零細兼業農家を温存し農業の構造改革を阻害している、農協は行政の下請け機関である、信用・共済事業を分離し農業関連事業に特化すべきである、組合運営に少数の主業農家の声が反映されない、等である。そこで、本稿では、農協が果たしてきた役割を再確認・評価・反省し、今後に向けた課題を整理していくこととした。今月と来月、「上」と「下」の2回に分け論じる。以下は「上」の要旨である。

1 日本の農業構造は、畜産・酪農や北海道では規模拡大が進んだが、稲作は依然零細である。農林水産省は、農業基本法を経て、農地法改正、農用地利用増進法等により農地流動化等の構造政策を進めてきたが、稲作の零細性は克服されていない。

稲作の零細性は、日本をはじめとするアジアの農業が、伝統的に水田を中心とした零細な家族経営により営まれてきたという歴史的要因と、国土が狭隘で平坦地が乏しいという地理的要因によるものであり、条件の異なる新大陸との経営規模の格差は簡単には埋めることができない。また稲作の零細性の経済的要因として、農家の農地に対する意識、機械化による作業軽減、兼業機会の増加、不十分な年金収入、等が挙げられる。

今後、農業機械の更新期到来や農業従事者の世代交代に伴って農家戸数の減少と規模拡大が進むであろうが、その速度は緩やかなものにとどまらざるをえず、稲作の大部分が兼業農家によって担われる構造は今後も続く見込みである。農協系統は、地域のなかで土地利用調整や農業経営に対する総合的サービスを行うことができる唯一の組織として、こうした農業構造の変化に対応して組織・事業を改革していく必要がある。

2 農協は、戦後多数創出された零細な自作農を組織化するため、民主的な組織を目指し設立され、農業復興と食糧配給の上で大きな役割を担った。1950年代後半からの高度成長期には農協は営農団地を形成すること等によって、地域における農家の経営資源の再編成を進め、国内の農業生産の拡大に貢献した。また、兼業化・農外就業等による農家所得の向上においても、農協の総合的取組みが大きく寄与した。

農協は、70年代に入り、生産調整の開始もあり地域営農集団の育成や地域農業振興計画の策定等地域の実状に合わせた農業生産体制の構築に乗り出し、国内の農産物需給の安定化に貢献した。さらに、高齢化や後継者不足が深刻化する90年代からは、農地の担い手への集積に本格的に取り組んできた。

21世紀に入った現段階では、昭和一けた世代のリタイアという日本農業の大きな構造変化が進むなか、農協は集落営農を含む担い手法人の育成、さらには、そうした担い手がない地域では農協自身の出資による農業法人設立も含めた対応が進められている。

今後零細な農地所有世帯は明らかに農地の出し手になるとみられ、そうした構成員の変化に応じて農協は積極的に自身の持つ農地利用調整機能を発揮していく必要がある。

目次

はじめに

1 農業構造の現状と改革のあり方

- (1) はじめに
- (2) 農業構造の現状
- (3) 農業構造の形成過程
- (4) 稲作農業の零細性の要因
- (5) 農業構造の展望と課題

2 農業構造問題と農協の役割

- (1) 農協の設立と食糧難克服
- (2) 高度成長，農業基本法農政と農協

- (3) 安定低成長下で地域の多様性の重視へ向かった農協
- (4) ガット交渉等農業環境激変下での農協の対応
- (5) 農業構造変化に主体的対応が求められる農協
- (6) 農協の果たしてきた役割と今後の展望

<以下次号掲載>

- 3 農協の総合事業とその役割
- 4 農協の組合員制度と組合運営
- 5 農協の今後のあり方を展望するにあたって
おわりに

はじめに

(1) 農協の存在を否定する農協批判の出現
わが国の食料を巡る問題は、国家としての最重要課題であるのみならず、国民にとっても最も日常的で関心の高いテーマである。農業・農村についても食料生産機能はもとより環境等多面的機能が一層重要視されるなかであって、国民の関心も高まり、そのあり方を巡る議論が活発化してきている。そして、こうした議論に関連して、わが国の食料・農業・農村と常に歩みを共にし、最も深く関与してきた農協のあり方についても、一体的な重要課題として併せて論じられてきた。

こうした農協のあり方や課題・改革方向については、農協系統内はもとより、学者、役所、マスコミなど多方面から様々な議論・提言が展開されてきたが、その多くが協同組合としての農協の機能・存在の重要性を認めた上で、より良くしていくためにはどうあるべきかという議論が中心であった。しかしながら最近、主として農業生産

構造の観点から、農協の存在そのものを否定するかのごとき論調の農協批判が、ごく一部からではあるが提起されてきた。

その発端とも言うべき論調は、いわゆる小泉構造改革の議論における、2002年11月の経済財政諮問会議と同年12月の総合規制改革会議（現在の規制改革・民間開放推進会議。以下「規制改革会議」という）の農協改革論である。そこでは、農業が零細な生産構造から脱却できない一因が農協にあるとされ、また信用・共済事業分理論も提言された。直近05年12月の規制改革会議第2次答申では、部門別損益開示の促進等経済事業改革の推進など、議論にも相応の落ち着きが出てきているが、今後とも予断を許さない情勢にある。

また、同会議にも専門委員として参画していた神門善久明治学院大学教授は、「『農協すなわちJA』の呪縛に終止符を」（『農業と経済』03年8月号）において、農協を市場原理に抗して伝統的農村を維持するための組織として批判し、非JA型の農協の設立・展開を主張した。

さらには、山下一仁氏（経済産業研究所

上席研究員)は、「農協の解体的改革を」(05年6月7日付日本経済新聞・経済教室)において、農協が農業の構造改革の阻害要因になっている等として批判し、米主業農家による専門農協の設立等を提言した。

(2) 農協批判の内容

これら農協批判は、いずれも小泉構造改革なり担い手に特化していく農政転換の流れのなかで出てきたものと考えられるが、その論旨と論理構成は極めて類似しており、主張は次の4点に集約される。

農業の構造改革のあり方

- ・農業の構造改革のためには、非効率な零細兼業農家を温存するのではなく、主業農家を育成し規模拡大・コストダウンを図るべきであり、農業政策も主業農家に限定すべきである。
- ・市場経済の競争メカニズムが機能すれば、大規模農家が席卷し、日本農業は飛躍的に強化される。
- ・このためには、米価を下げることにより、兼業農家から主業農家への農地貸し出しが促進するよう支援すればよい。

農協の農政活動と行政との関係

- ・農協は、上記の農業の構造改革に一貫して反対し、米価引上げにより零細兼業農家の温存を図り、併せて自らの事業拡大を図ってきた。
- ・農業会の衣替えとして出発した農協は、行政の下請け機関、上意下達の組織となり、農林行政・政治家との橋渡し役を担い、崩壊しつつある伝統的農村集落構造を保護し、

票田の維持に努めているに過ぎない。

- ・行政も、農協を通じた行政運営を検証し、適正化を図るべきである。

農協の総合事業性

- ・農協は、信用・共済事業の黒字で経済事業の赤字を補填しており、これが経営を不透明性にするとともに、安価な生産資材の提供による零細農家の温存にもつながっている。農協は少なくとも部門別損益を明確にし、ひいては、主業農家の声を反映させるためにも、信用・共済事業を分離し農業関連事業に純化させるべきである。
- ・いっそのこと、米主業農家による専門農協なり非農協型農協を設立してはどうか。
- ・また、農協の独占的地位が、新規参入を抑制し零細な生産構造から脱却できない一因となっており、競争原理の導入による改革を図るべきである。

農協の組合員制度と組合運営

- ・農協は全農家が半強制的に参加しかつ一人一票制であるため、農協運営には多数を占める兼業農家の声が反映され、少数の主業農家の声が反映されない。一人一票制は、農家の規模が均一で同質的であった時代には合理性があったが、今日では機能不全を起し、企業的農家の育成を阻んでいる。
- ・なお、脱農した非農家が正組合員のまま残っているのは農協法違反である。
- ・また、量的規制を受けている員外利用率が実質的にチェックされていない。
- ・さらには、増加している准組合員には総会決議への参加権がない一方、農協が准組合員向けの事業を拡大することが正組合員の

メリット最大化につながらない可能性がある等、准組合員制度の適切な運用措置を検討すべきである。

当然ながら、以上4点の主張は相互に関連しており、零細兼業農家の存在を全面否定し主業農家の規模拡大至上主義による農業構造改革論を原点に据え、農協をこの構造改革に反対し零細兼業農家を温存する組織としてその存在を否定し、農協の総合事業制や一人一票制・准組合員制も構造改革を阻害する要因であるとして批判する、という論理構成となっている。

(3) 農協批判が意味するものと本稿の趣旨

以上の農協批判に対しては、すでに数名の学者や農協関係者から反論がなされており、批判内容についてその認識の誤認・曲解等を指摘し、ほぼ全面的な否定的見解が展開されている。また、学者のなかには、これら農協批判は為にする議論であり、反論に値しないとする向きも多い。しかしながら、今日において、こうした農協批判が提起され、一部からではあるが賛意を得ている意味合いは、批判論の個別主張内容そのものよりも、それが取り上げているテーマにあると考えられる。

すなわち、農協の存在意義そのものを基本的テーマとし、機能論としては、(巨大化した)農協系統が本当にわが国の食料供給に貢献しているのか、あるいは阻害しているのか(これまではどうであり、これからはどうなのか)という根源的な問題が提起されている訳である。また、組織論として

は、農協の実態が協同組合としての基本的性格に照らして適切か、さらに突き詰めて言うならば、そうした機能を担っていくのに協同組合という組織形態が適切なのか、ということも含まれている。

こうしたことから、当農林中金総合研究所では、本(06)年秋にJA全国大会が開催されることも踏まえ、内部にプロジェクトチームを編成し、こうした農協批判に対し応えていくこととした。

まずは、農協批判の内容を客観的・歴史的に事実関係に則して検証し、反論すべきは反論していく。しかし、単なる反論にとどまることなく、批判が提起している根源的な問題について真摯に検討し、農協が果たしてきた役割を再確認・評価・反省し、今後に向けた課題を整理していくことを、基本的な目的とした。

本稿は、誌面の都合もあり、今(6)月号と来(7)月号の2回に分けて掲載する。今月号では、稲作を中心とした農業構造の零細性の要因を分析し、農協が農業構造問題にどうかかわってきたのかを検証する。

来月号では、農協の総合事業が農業・地域社会において果たしてきた役割と有効性を検証するとともに、農協の組合員制度と組合運営のあり方について検討する。併せて、今後の協同組合としての農協のあり方を検討・議論していくうえでの参考に供する観点から、農協を巡るこれまでの主な議論と、欧州における協同組合の位置付けや新しい動きを紹介し、最後に農協批判への見解と農協が目指す方向について述べる。

1 農業構造の現状と 改革のあり方

(1) はじめに

日本農業の構造改革論議の問題点

日本農業は、その地理的条件や歴史的経緯から伝統的に零細な家族経営によって営まれてきた。しかし、日本経済の国際化のなかで日本農業の体質強化、構造改革が大きな課題になっており、農政も07年度から選別的な新しい経営所得安定対策を導入するなど中核的な担い手に農地の集積を進めようとしている。

こうしたなかで、日本農業の構造改革の遅れが指摘され、農協組織が日本農業の構造改革を阻害しているとの批判が一部にあるが、これらの主張は次のような問題点を持っていると考えられる。

農業構造を経営土地面積の規模のみでとらえており、農業経営の内容、あり方まで議論が及んでいない。

水田農業、稲作のみが念頭にあり、畜産・酪農、野菜など農業の他部門や地域による差異についての検討が不十分である。

これまで稲作においても構造改革の努力が続けられ、一部に大規模稲作経営が生まれている。また、農協も受託組織の育成や土地利用調整等に取り組んできたが、こうした取組みについての評価が欠けている。

稲作の零細性が維持されてきたのは、日本の狭隘な国土という地理的要因や、農

地価格の高騰、不十分な年金水準等の経済的要因のためであるが、こうした要因についての分析が行われていない。

今後、農家戸数の減少に伴って農業構造の変化が進むことが予想されるものの、今後も零細な兼業農家が多く残る見込みであり、これらの兼業農家の位置付けが不十分である。

農業の構造改革の進め方について、行政主導で上から強力に進めるべきとの主張や、規制をなくし市場原理によるべきとの主張があるが、こうした主張は農家の内発的発展、創意工夫についての配慮が不足している。

以下では、以上のような観点を踏まえ、日本の農業構造の現状について稲作を中心に概観し、今後の農業構造のあり方と課題について検討してみたい。

(2) 農業構造の現状

a 「農業構造」とは何か

日本の農業構造について検討する前に、そもそも「農業構造」とは何かを確認しておきたい。

農業経営において生産要素（土地、労働、資本）をどう組み合わせ、どのような作物を生産するかはそれぞれの農業経営体が決定しているが、その国（地域）の農業が全体としてどのような形態・規模の経営体によってどのように営まれるかは、その国の地理的・歴史的・経済的条件によって大きく規定される。そして、その全体としての農業生産・農業経営の規模・形態の構成の

ことを「農業構造」と呼んでいる。

農業にとって最大の生産手段は土地であるため、一般には農業構造は経営土地面積の規模の構成（及びその所有・貸借関係）のことを指すことが多いが、畜産や施設園芸などは飼養頭数や販売金額をもって農業構造が論じられることもある。また、複合経営や協業経営、生産組織のあり方、あるいは作付体系、農業経営の集約度なども農業構造の一つの側面であり、農業構造を考える場合には、単なる経営面積だけではなく、農業経営の内部構造も含めて総合的にとらえる必要がある。

「構造政策」「構造改革」「構造改善」とは、こうした農業構造を政策的に望ましい方向へ誘導していくことであり、農業基本法（旧）では、「農業構造の改善」を「農業経営の規模拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化」（第2条）としていた。

b 農家・農業労働力・耕地面積の減少と構造変化

まず、日本農業の全体的な構造について概観する。

農家戸数は、戦前においては550万戸程度で安定的に推移しており、農地改革直後には600万戸を超えたが、その後、経済成長の過程で離農が進み、80年には466万戸、05年では284万戸（うち販売農家195万戸、自給的農家89万戸）に減少している（第1-1表）。

第1-1表 農家戸数、農業就業人口等の推移

（単位 万戸，万人，万ha，ha/戸，％）

	60年	80	00	05	05/00
農家戸数	606	466	312	284	9.0
農家人口	3,441	2,137	1,047	833	20.5
うち60歳以上	8.2	15.6	35.1	38.1	[3.0]
1戸当たり世帯員数	5.7	4.6	4.5	4.3	[0.2]
農業従事者	1,767	1,254	686	553	19.4
うち60歳以上	15.5	23.9	43.6	47.1	[3.5]
農業就業人口	1,454	697	389	334	14.2
うち60歳以上	17.5	35.8	65.9	69.0	[3.1]
耕地面積	607	546	483	469	2.9
1戸当たり面積	1.00	1.17	1.55	1.65	6.5
耕地利用率	133.9	104.5	94.5	92.1	[2.4]

資料 農林水産省「農業センサス」「耕地及び作付面積統計」

(注)1 農業従事者：年間に少しでも農業に従事した世帯員。

2 農業就業人口：農業従事日数のほうが他の仕事日数より多い世帯員。

3 00年、05年の農家人口、農業従事者、農業就業人口は販売農家のみ（00年234万戸、05年195万戸）。

4 05年の耕地利用率は04年の統計。

5 05/00の[]はポイント差。

60年の農家人口（農家の世帯員数）は3,441万人であり、当時の日本の総人口（9,430万人）の36%を占めていたが、05年には833万人（販売農家のみ）に減少し、しかもそのうち60歳以上の割合が4割近くを占めている。農業就業人口、農業従事者も減少しており、60歳以上の割合は農業就業人口では69.0%を占め、農業従事者では47.1%になっている。

耕地面積も、農地転用、耕作放棄のため469万ha（05年）に減少しており（60年に比べて22.7%）、裏作の減少、生産調整拡大により耕地利用率は92.1%に低下している。

1戸当たりの耕地面積は、05年において1.65haであり、徐々に増大を続けているものの、そのテンポは遅い。ただし、北海道では1戸当たり19.78haに達しており、80年に比べて2倍になっている。また、経営規

模別にみると、小規模農家の減少が進むなかで、都府県では5.0ha以上、北海道では30ha以上の経営体数が増加している。

このように、土地利用型農業を中心に日本農業の零細性は現在も続いているものの、農家戸数が減少するなかで徐々にではあるが農業経営の規模拡大が進んでいる。

c 部門によって異なる農業構造

「日本農業の構造問題」という場合、水田農業を念頭に置いて論じられることが多いが、農業構造は部門・地域によって異なっている。ここでは、(a)稲作、(b)畜産・酪農、(c)野菜・果樹の3つの部門についてその構造をみてみたい。

(a) 零細農家が大部分を占める稲作

稲作農家戸数は、60年には527万戸あったが、04年には205万戸に減少している。稲の作付面積は、米消費量減少と単収増大によって生産調整面積が拡大したため、04年には170万haとなっており、60年(331万ha)に比べてほぼ半減している。

1戸当たり稲作付面積は、04年において0.83haになっており、60年に比べて3割増加しているものの、稲作農家のうち0.5ha未満が約6割、1.0ha未満が8割以上を占めており、日本の稲作農家の大部分は零細なままである(第1-2表)。

ただし、農家戸数で6.3%に過ぎない2.0ha以上の農家が作付面積では34.6%を

第1-2表 稲作付面積規模別農家戸数

(単位 千戸、%)

	84年	94	04	構成比	94/84	04/94
0.5ha未満	2,020	1,603	1,198	58.4	20.6	25.3
0.5~1.0	860	679	475	23.1	21.0	30.0
1.0~1.5	306	256	170	8.3	16.3	33.6
1.5~2.0	134	119	79	3.8	11.2	33.6
2.0~5.0	141	148	104	5.0	4.5	30.0
5.0~10.0	13	22	20	1.0	69.1	7.3
10.0以上	0.5	5	6	0.3	965.8	23.3
計	3,475	2,832	2,052	100.0	18.5	27.5

資料 農林水産省「米麦の出荷等に関する基本調査」

占めており、また稲作農家戸数全体が減少するなかで10ha以上の農家は増加するなど、一部に大規模な経営体や受託組織が形成されてきている。

(b) 急速な戸数減少と規模拡大が進んだ

畜産・酪農

戦後、所得増加に伴う消費量増大に支えられ、畜産・酪農部門は大きく成長した。

第1-3表 家畜飼養の動向

	単位	60年	80	00	04	
乳用牛	戸数	千戸	410	115	34	29
	頭数	万頭	82	209	176	169
	1戸当たり	頭	2	18	53	59
肉用牛	戸数	千戸	2,032	364	117	94
	頭数	万頭	234	216	282	279
	1戸当たり	頭	1	6	24	30
豚	戸数	千戸	799	141	12	9
	頭数	万頭	192	1,000	981	973
	1戸当たり	頭	2	71	838	1,095
採卵鶏	戸数	千戸	3,839	218	5.3	4.3
	羽数	万羽	5,463	16,547	18,738	17,876
	1戸当たり	千羽	12羽	0.6	28.7	33.5
ブロイラー	戸数	千戸	-	9	3.1	2.8
	羽数	万羽	-	12,844	10,841	10,495
	1戸当たり	千羽	-	14.2	28.7	37.8

資料 農林水産省「畜産統計」
(注) 採卵鶏「1戸当たり」は成鶏めす飼養羽数。

この間、畜産・酪農経営は、戸数の減少と1戸当たりの規模拡大が進み、乳用牛の1戸当たり飼養頭数は59頭とEU並みになっており、養豚も1戸当たり1,000頭を超えている。また、採卵鶏やブロイラーでは、大規模な企業的経営体の割合が高くなっている(注1-1)(第1-3表)。

日本農業というと稲作、水田農業を中心に論じられることが多いが、畜産・酪農部門においては大きな構造変化が進み、生産性が著しく向上したことを理解する必要がある。

(c) 施設化・高品質化を進めた野菜・果樹部門
農家の兼業化が進展するなかで野菜栽培農家は減少し、05年において販売目的の野菜生産農家は51万戸(うち露地44万戸)になっている(販売農家の26.3%)。05年の野菜販売農家戸数(露地)を00年と比べると、輸入増大と高齢化によって2.2%減少しているが、そのなかで0.2ha未満の野菜販売農家は増加している(注1-2)(第1-4表)。野菜産出額がすべて野菜販売農家によるものと仮定すると、野菜販売農家の1戸当たりの生産額は約420万円になっている。

第1-4表 野菜の生産農家戸数(露地)
—— 作付面積規模別 ——

(単位 千戸, %)

	00年	05	05/00
0.1ha未満	104	124	18.9
0.1~0.2	99	109	9.7
0.2~0.3	59	50	15.3
0.3~0.5	63	52	17.3
0.5~1.0	59	48	18.3
1.0ha以上	63	55	13.2
戸数計	447	437	2.2

資料 農林水産省「農業センサス」
(注) 販売目的(販売農家)

第1-5表 果実の栽培農家戸数
—— 栽培面積規模別 ——

(単位 千戸, %)

	00年	05	05/00
0.1ha未満	32	29	9.7
0.1~0.3	99	86	13.6
0.3~0.5	68	55	18.5
0.5~1.0	75	64	15.1
1.0~1.5	29	26	11.7
1.5~2.0	13	13	3.8
2.0ha以上	15	18	18.0
戸数計	331	289	12.6

資料(注)とも第1-4表に同じ

果実栽培農家は、70年には92万戸あったが、みかん農家戸数が大きく減少したため、05年では29万戸になっている(販売農家の14.8%)(第1-5表)。1戸当たりの栽培面積は0.87ha(05年)で70年に比べ1.9倍に拡大しており、1戸当たりの平均生産額は約270万円である。

このように、野菜・果樹部門は、少ない土地を有効に活用し、施設園芸の導入や高品質化等の努力を行うことによって一定の販売額を確保しているといえよう。

(注1-1) ただし、こうした畜産・酪農部門の発展は、貿易自由化によって米国等から大量に輸入された穀物(トウモロコシ、小麦等)を飼料にしているの発展であり、糞尿処理問題を引き起こすなど、生産性を最優先にした結果、現在の畜産・酪農は健全な姿とは必ずしも言えなくなっている。環境、飼料基盤、動物福祉という観点から畜産・酪農経営の適正規模や家畜の飼育方法を再検討すべき時期にきていると思われる。

(注1-2) 小規模な野菜販売農家が増加しているのは、近年拡大しているJA等によるファーマーズマーケットへ出荷する農家が増加したためであると推測される。

(3) 農業構造の形成過程

次に、こうした農業構造がどのような過程を経て形成されたのかを簡単にたどってみたい。

a 戦後農業の出発点としての農地改革

現在の農業構造問題を考えるためには、戦後農業の出発点となった農地改革までさかのぼる必要がある。

日本では、明治維新後の地租改正によって土地所有権が確定されたが、その後の資本主義の発展のなかで没落する農民が現れ、土地を売却して小作農となる者も多かった。そして、1920年代には地主と小作の対立（小作争議）が大きな社会問題に発展し、政府が小作権保護、自作農創設などの対策に乗り出したが、この小作問題を最終的に解決したのは戦後の農地改革であった。

終戦後日本を統治したGHQは、日本の軍国主義の温床が封建的な農業・農村制度にあるとし、1946年から49年までの間にGHQの指導のもと徹底的な農地改革が行われた。農地改革の結果、地主制は解体し、40年に45.8%を占めていた小作地は55年には9.0%に激減して農家のほとんどは平均1 ha程度の自作農になった（第1-6表）。

第1-6表 日本農業の戦前と戦後

（単位 万戸，万ha，%，ha/戸）

		1910年		40		55	
		構成比		構成比		構成比	
農家戸数	自作農	178	32.8	165	30.5	420	69.5
	自小作農	214	39.5	229	42.4	159	26.3
	小作農	150	27.7	146	27.1	24	4.0
	計	542	100.0	539	100.0	604	100.0
農地	自作地	307	54.3	326	54.2	472	91.0
	小作地	258	45.7	276	45.8	47	9.0
	計	565	100.0	602	100.0	518	100.0
1戸当たり面積		1.04		1.12		0.86	

資料 農政調査委員会編「日本農業基礎統計」

農地改革の成果を恒久的にしようとしたのが52年に制定された農地法であり、農地法は自作農主義を掲げ、地主による小作地の所有を制限した。農地改革は農村民主化の基礎的条件を作り出し、また、農地改革によって農村の貧困が改善したことが、国内市場を拡大し、後の高度経済成長を可能にしたと評価することができよう。

b 高度経済成長と農業・農家の変貌

(a) 高度経済成長と農業基本法

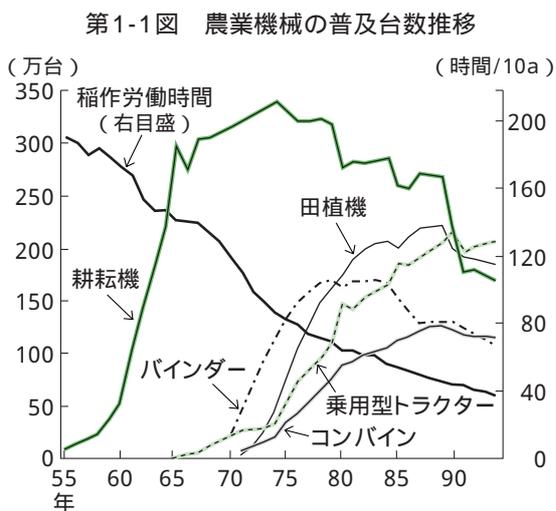
日本経済は55年頃から高度経済成長の時代に入ったが、高度経済成長に対応した農業政策の方針を示したのが61年に制定された農業基本法であった。当時、日本経済の発展に伴って農業者と一般勤労者の所得格差が広がり、また農村からの労働力流出が見込まれたため、農業基本法はそれに対応して、農業構造の改善、農業機械化、畜産・園芸部門の育成（選択的拡大）を目標に掲げ、それを推進するための補助金と制度資金が設けられた。

高度経済成長と農業基本法に基づく農政（基本法農政）によって、日本の農業・農村・農家は大きく変化した。その主なものは、農業機械化、畜産・酪農の発展、野菜・果樹部門の発展、麦・いも類・養蚕の衰退、農家の兼業化の進展、化学肥料・農薬の使用量増大、農業基盤整備の進展、国民の食生活の変化、食品産業の発展、である。

(b) 農業機械化の進展

日本における本格的な農業機械化は50年代後半から始まり、60年代に耕耘機、70年代に収穫機、田植機、乗用型トラクターが普及し、70年代後半には、稲作の機械化体系が完成した。

農業機械化によって日本農業の労働生産性は大きく向上し、稲作の平均労働時間(10aあたり)は、55年では190時間であったが、80年には64時間、00年には34時間に減少した(第1-1図)。



出典 新農林社『農業機械年鑑』から筆者作成
資料 農林水産省「米生産費調査」ほか

(c) 農外所得の増大と兼業化の進展

戦後の経済成長の過程で、政府は農村工業の振興、公共事業による地方振興を財政的・法制的に支援し、また交通手段の発達もあり、農家世帯員の兼業機会が増大した。その結果、農家の農外所得が増大し、農家所得に占める農業所得の割合は、60年には55.0%であったが、80年には17.0%に低下した。

また、兼業農家が増大し、専業農家の割合は60年の50.0%から80年には13.4%に低下し、80年には第2種兼業農家の割合が65.1%になった。こうして日本農業の多くの部分は兼業農家によって担われるようになった。

c 構造政策の展開

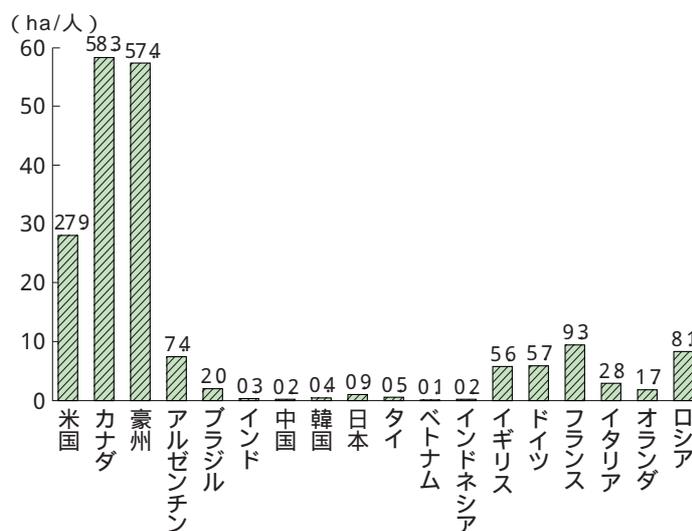
政府(農林水産省)は、農業基本法以来、日本農業の生産性向上を目指して構造政策を進めてきたが、稲作を中心とする政策の展開は以下の通りである。

農業機械化による経営規模間の生産性格差拡大に対応し、政府は70年に農地法を改正し、小作地の所有制限緩和と農地所有の上限面積廃止等を行って農地の流動化を促した。さらに、集団化による農地の有効利用を目的に、75年から農振法に基づいて農用地利用増進事業が開始されたが、80年には農用地利用増進法を制定し、農地保有合理化法人による農地の利用権設定を促進する仕組みを作った。

80年代後半以降の円高の進行に伴う内外価格差の拡大に対応して、農林水産省は92年に「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」(新政策)を発表し、他産業並みの生涯所得と労働時間を実現しようとするような効率的・安定的な経営体を育成するとして、将来の農業構造の姿を大胆に示した。これを受けて93年に農業経営基盤強化促進法を制定し、「認定農業者制度」を創設した。その後、99年にそれまでの農業基本法に代わり「食料・農業・農村基本法」を制定し

たが、この新基本法には「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」(第21条)という条文が盛り込まれ、これを受けて04年度から選別的な米政策改革が実施され、さらに、07年度から選別的な新たな経営所得安定対策が導入されることになっている。

第1-2図 主要国の農業従事者一人当たり耕地面積



資料：FAO統計より計算(2000年)

(4) 稲作農業の零細性の要因

このように構造政策が実施さ

れ、畜産・酪農や北海道では既にある程度の規模拡大が進んだものの、稲作については零細性が維持されてきた。稲作の零細性の要因として考えられるのは以下の通りである。

a 風土的・地理的要因

日本が属するアジア地域では、伝統的に零細な家族経営により水田を中心とする自給的農業が営まれてきたが、これは移住者が森林・荒野を切り開いて販売・輸出をするために農業を行ってきた新大陸とは根本的に異なるところである。こうした農業形態の違いは経営面積に現れており、農業従事者一人当たりの耕地面積は、日本は0.9haであり、中国(0.2ha)、韓国(0.4ha)、インド(0.3ha)など他のアジア諸国と同様に零細であるが、米国は27.9ha、カナダは58.3ha、豪州は57.4haであり、アジア諸国と大きな格差がある(第1-2図)。こうした

経営規模の差は歴史的に形成されたものであり、簡単には埋めることができないもの(注1-3)である。

さらに、日本農業の零細性の一つの要因として、日本の国土条件が指摘できる。日本は、人口が多い上に国土の7割近くが森林で覆われており、平坦な耕地に乏しい。また、日本をはじめとするアジア地域には豊富な労働力があつたため、限られた土地に多くの労働力を投入する労働集約的な農法が続けられ、稲作においては水の管理や農作業が共同体を中心に営まれてきた。

こうした風土的・地理的視点が日本農業、特に稲作を考える上で重要であり、日本農業のアジア的特質を抜きに新大陸型の農業との経営規模の格差を論ずるのは誤りである。

b 経済的要因

こうした風土的・地理的要因以外に、稲

作において経営規模の拡大が進まなかった経済的要因として、以下のことが指摘できる。

農地価格の上昇

経済成長の過程で農地の宅地・工業用地等への転用が進んだ結果、農地価格が農業の収益還元価格を上回る水準になり、農地の流動化が進まなかった。

農家の農地に対する意識

農地改革で農地の所有権を得た農家は農地を所有し続けたいという意向が強くあり、戦前からの自作農にしても、先祖伝来の農業を自分の代で終わらせてはならないとの使命感があった。

農業機械化による作業軽減

農業機械化によって稲作の労働生産性が大きく向上し労働時間が減少したため、小規模の稲作は夫の休日労働で可能になり、日常的な管理は妻や高齢者が担うという構造になった。

兼業機会の増加

農家の兼業機会が増大したため、農家は稲作の機械化によって軽減された労働力を他産業に振り向け、離農することなく小規模な稲作を継続した。

食管制度と米価政策

食管制度のもと生産者米価は生産費所得補償方式によって価格が一定水準に保たれ、稲作による所得が安定していたため、小規模農家も稲作を継続した。

一律の生産調整方法

米の生産調整は、国が全国の面積を示し、都道府県、市町村、集落、農家と下ろして

いくという方法であり、その方法は中央集権的で全国一律、全農家一律であったため、稲作農家の規模拡大意欲を削いだという面があった。

不十分な年金収入

農村の高齢者はわずかな年金で生活しており、稲作をやめれば自家消費のための米も購入しなければならなくなるため、たとえ他産業並みの所得が得られなくとも、わずかでも所得が得られる限り農家は稲作を継続してきた。

零細分散錯圃

日本の農地は個々の圃場が零細で分散しているという特徴があり、機械化が進んでも圃場間の機械の移動等に時間がかかるため、稲作の経営規模拡大には限界があった。

c 低水準の稲作所得と規模拡大の限界

稲作の零細性の経済的要因を、米の生産費との関係でもう少し詳しくみてみよう。

60kg当たりの米生産費（04年産平均、自己資本利子・自作地地代を含めず）は14,447円であり、生産費は米販売価格（13,753円）を上回っている。しかし、米販売価格は物財費（8,945円）よりは高いため、農家は稲作によって60kg当たり平均4,276円の所得（助成金を含む）が得られる。

規模別にみると、規模が大きくなるほど機械費用、委託費が低下するため生産費が減少し稲作所得は増加するが、日本の稲作農家の6割を占める0.5ha未満の農家の稲作所得は1日当たりで1,223円に過ぎず、

第1-7表 稲作の所得と労働時間(2004年産)

稲作付面積	60kg 当たり生産費	10a 当たり所得	所得額	10a 当たり労働時間	労働時間
s	-	m	s×m	w	s×w
ha	円/60kg	円/10a	万円	時間/10a	時間
0.3	20,740	7,059	2	49	147
0.5	17,169	26,751	13	38	189
1.0	14,333	42,484	42	31	312
2.0	12,336	47,856	96	26	528
5.0	10,893	40,623	203	19	935
10.0	10,592	30,452	305	17	1,720
15.0	10,618	47,361	710	16	2,415

資料 農林水産省「米生産費統計」より計算

(注)1 生産費は支払利子・地代算入生産費(自己資本利子・自作地代を含めず)。

2 所得額は稲作所得基盤確保対策等を加えた額。

最低賃金や農村臨時雇賃金も下回っている。稲作所得は0.5haで13万円、1.0haで42万円であり(第1-7表)、稲作だけで生活費をまかなうのは難しく、ほとんどの農家は兼業収入に多く依存しているのが現状である。稲作所得は、10haで305万円、15haでようやく710万円になるが、作付面積10ha以上の経営体は全国で6千戸(うち7割が北海道と大潟村)に過ぎない。

日本の水田は耕地が分散しているため経営規模拡大によるコスト削減には限度があり、15haを超えると生産費が低下しなくなる。さらに、稲作労働は季節的に偏りがあり、稲作だけで農家が十分な所得を得るのは難しく、農業で十分な所得を得るためには他の作物や畜産と組み合わせた複合経営が必要であるが、輸入増大のなかで他の品目の収益性も悪化している。こうした低水準の稲作所得では、稲作農家の規模拡大意欲は強くなく、その結果、日本の稲作は高齢者中心の零細農家によって多くが担われるという構造になった。

こうした稲作の生産費の構造は、市場原理のみに任せては稲作の構造改革がうまく進まないことを示している。

(注1-3) 欧州の農業も、伝統的な農業が営まれてきたという点ではアジアの農業と共通するが、欧州の農業は畜産・酪農が重要な位置を占めており、その点で水田稲作中心のアジア地域とは異なっている。畜産のためには草場が必要であり、欧州では畑作の連作障害を回避するため休耕を組み入れた三圃制農業が営まれてきた。一般には畑の土地生産性は水田より低く、人口を養うためには水田より広い面積が必要である。しかも、欧州、特にイギリスでは、早い段階に産業革命を迎え、18世紀までにはエンクロージャーによって農地の集積が進んだが、日本は明治維新から140年、戦後改革から60年しか経っておらず、欧州とは経済の発展段階、成熟度が異なっている。こうしたことがアジア諸国と欧州の経営規模の差となって現れている。

(5) 農業構造の展望と課題

以上、稲作の零細性が維持されてきた理由についてみてきたが、最後に今後の農業構造の見通しと課題について稲作を中心に考察する。

a 減少が見込まれる農家戸数

(a) 農家を取り巻く環境変化

さきに指摘した稲作の零細性が維持されてきた理由のいくつかは以下のように変化しており、今後、世代交代に伴って稲作農家戸数が減少していくことが予想される。

農家の若い世代は農地所有へのこだわりが少なくなっており、また農家の長男は家に残り農業を継ぐという「家意識」も薄れてきている。

米価が低迷しており、零細な農家は稲作からは十分な所得が得られなくなっている。

生産調整の方法が改革され、生産調整面積の配分が弾力的な仕組みになった。

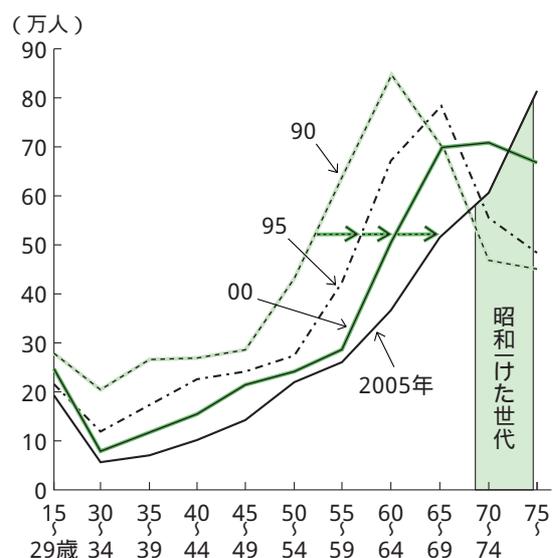
恒常的勤務先に勤めている農家世帯員は厚生年金に加入しており、国民年金のみの受給者が大半であった昭和一けた世代より年金収入が増えるため、低水準の所得しか得られない稲作は継続しない可能性がある。

(b) 農業従事者の高齢化と世代交代

農業従事者の高齢化が進行しており、戦後の日本農業を中心的に支えてきた「昭和一けた世代」のリタイアが今後本格化し(第1-3, 1-4図)、一方で新規就農者数が少ないため、農業就業人口、農業従事者の減少が加速することは確実である。

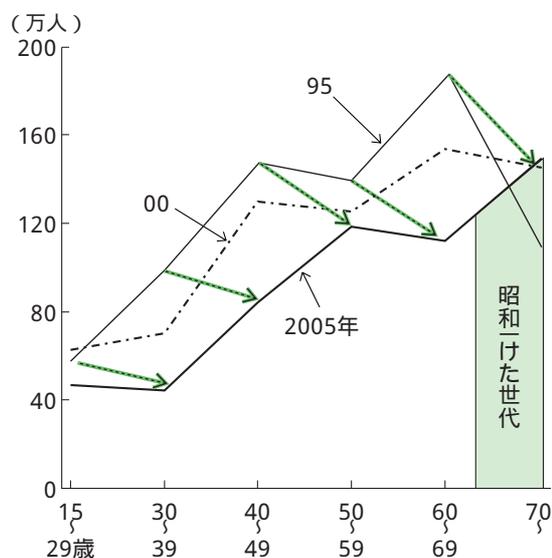
このことをもって日本農業の崩壊を指摘する論者もいるが、見方を変えれば、規模拡大を志向している農業者にとっては経営

第1-3図 農業就業人口の年齢構成



資料 農林水産省「農業センサス」
 (注) 農業従事日数のほうが他の仕事日数より多い世帯員(販売農家)。

第1-4図 農業従事者の年齢構成



資料 第1-3図に同じ
 (注) 年間に少しでも農業に従事した世帯員(販売農家)。

規模拡大の条件が整いつつあるということが出来る。

ただし、現在使用している農業機械が壊れない限り農家は稲作を続けるであろうし、今後「団塊の世代」(47~51生まれで現在55~59歳)が大量に退職する時期を迎え、このなかには定年後に農業を営む者もあると考えられるため、農家戸数が減少することは確実であるものの、激減することはないであろう。

(c) 農業機械の更新

今日の稲作では農業機械は不可欠になっているが、農業機械は高性能化、高馬力化し、価格も高くなっている。農家は、米価が低迷するなか近年農業機械の購入を控えており、現在所有している農業機械を長期間修理しながら使用し続けたり、中古機を購入している。そのため、農業機械の販売

台数は近年低迷しており、今後、農業機械の販売台数が増加に転ずることは考えにくい。そのため、農業機械を所有して自ら耕作・収穫を行うような稲作経営体（集落営農を含む）は、今後さらに減少していく見込みである。

(d) 経営所得安定対策の影響

07年度より、これまで品目別に行われてきた米、麦、大豆の制度を、経営を単位とした品目横断的なものに変える新しい経営所得安定対策が導入されることになった。この制度は、水田農業の構造改革を促進するため、加入者を4ha以上（北海道は10ha以上）の認定農業者と20ha以上の特定農業団体に限定している（ただし地域による条件緩和措置あり）。

新しい経営所得安定対策による助成は、外国との生産性格差是正のための対策と、収入の変動を緩和するための対策、の二つの部分に分かれており、麦、大豆についてはと の両方が適用される予定であるものの、米については、は国境措置と需給調整で価格を維持する方針であるため、のみが適用される。したがって、稲作については、この制度に加入しなくても稲作所得の水準自体にはそれほど大きな影響はないため、この制度の導入により一気に稲作の構造変化が起きるといったことはないのであるが、価格変動リスク

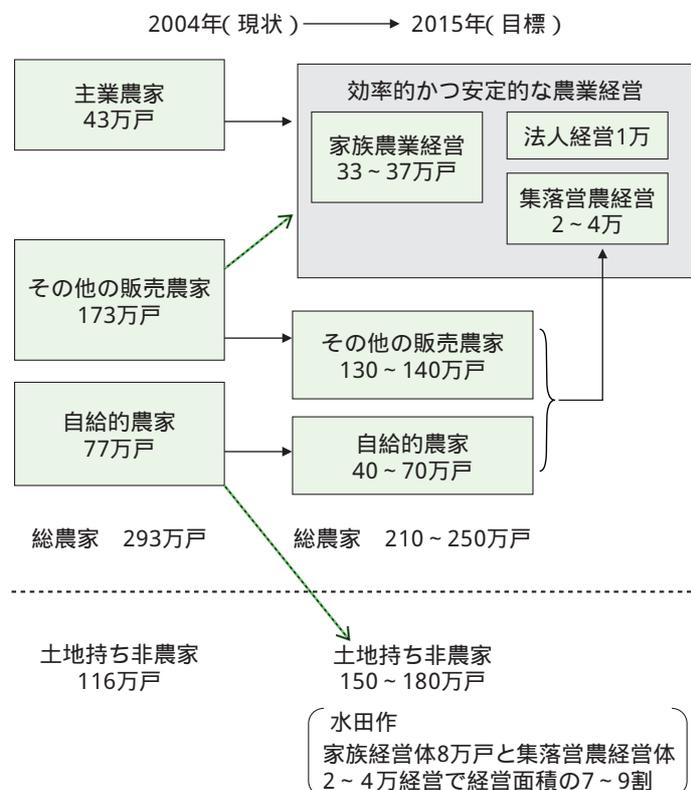
はあるため、農業機械の更新期到来と世代交代に伴って徐々に稲作農家戸数の減少が進むであろう。

b 農地集積と経営規模拡大の実現可能性

このように今後農家戸数のさらなる減少が見込まれ、政府はこうした状況に対応して農地の集積と経営規模の拡大を進めようとしているが、その結果、どのような農業構造が実現するであろうか。

農林水産省は新しい基本計画（05年策定）で「農業構造の展望」を示しており、そのなかで、水田農業では「効率的かつ安定的な農業経営」として8万戸の農家と集落営農経営2～4万を想定し、15年を目標に、

第1-5図 農業構造の展望



資料 「食料・農業・農村基本計画」資料(2005年)から筆者作成

これらの経営体に経営耕地（水田）の7～9割を集中させるとしている（第1-5図）。

しかし、04年において、稲作付面積3.0ha以上の農家は6.4万戸で、その稲作付面積の割合は24.5%であり、法人経営体（法人格を有しない団体を含む）の数は2,830で稲作付面積は2.2%に過ぎない。こうした現状を考えると、個別経営体への土地の集積は基本計画の構想通りに進むことは難しく、稲作においては零細な兼業農家が今後も多く残ることが予想される。

個別経営体の育成が困難視されるなかで集落営農に対する期待が高まっており、基本計画では10年間で集落営農を2～4万育成するとしているが、05年の集落営農の数は10,063で過去5年間で1.0%しか増加していないことを考えると、計画通りに育成するのは困難であり、ましてや法人化できる集落営農は限られるであろう。^(注1-4)

c 地域農業再編に果たす農協の役割

いずれにせよ、今後農家戸数が減少し農業構造が変化していくことは確実であり、農協は、今後予想される農家戸数の減少と農業構造の変化に的確に対応していく必要がある。新しい制度の導入により、「担い手」として経営所得安定対策の対象となった農家とその他の兼業農家との格差がより拡大していく見込みであり、農協は規模拡大を志向する農業経営体に対して金融対応、経営相談、税務相談を行い、こうした農業経営体との関係を強化していく必要がある。

一方、今後も多く残っていくと考えられる多数の零細な兼業農家を、集落営農や受託組織にどう組織化していくかも大きな課題である。さらに、農地は所有しているが既に他の農家に貸し自らは農業に従事していない「土地持ち非農家」が今後ますます増加することが予想されるが、これらの世帯と農協との関係をどう維持・強化していくかも大きな課題である。

農地の利用調整を行い、これらの世帯の利益になるような取組みを行うことによって農協に対する信頼度が増すであろうし、農協はそうした活動によって今後も地域社会における確固たる地位を確保していくことができるであろう。そして、地域のなかでこうした土地の利用調整や農業経営に対する総合的なサービスを行うことができるのは農協以外にはないであろう。

d 求められる価格・所得政策の充実

日本の農業は、土地の制約や労賃の高さのため比較劣位であることは否定できず、コスト削減にも限度がある。完全な貿易自由化によって生き残れるのは、鮮度によって差別化できる品目（野菜、牛乳等）やブランド化した一部の地域のみであり、今後も日本のなかで農業を維持しようとするのならば、国境措置と国内助成が不可欠である。

農業生産は気象変動の影響等により収量の変動が激しく、過剰になれば価格が暴落して農業経営の継続が困難になり、不足になれば価格が高騰して消費者が困窮する。

食料は生活に不可欠な物資であり、絶対的に不足すれば飢餓が発生する可能性があるし、食品は健康と直結しているため安全性が求められる。その意味で、農業・食料はエネルギーや水と同様に公共財としての側面をもっており、農業部門については公的部門の関与によって市場原理・自由貿易を修正する必要がある。

現在、WTOの場でその農業保護が問題になっており、価格支持、輸出補助金は貿易を歪めるものとして批判されているが、自由貿易や市場原理だけでは安定的な食料供給は実現できず、今後も農業・食料に関しては一定の保護、政府の介入が不可欠であることを主張していく必要がある。また、安定的な農業所得がなくては農家の規模拡大意欲は沸かず、農業構造の改革を進めるためにも価格・所得政策を充実すべきであろう。

(注1-4) 農林水産省は、新基本法を受けて、01年に「農業構造改革推進のための経営政策」を発表したが、かねてより農業政策における経営政策の必要性を主張してきた金沢夏樹は、この文

書について、国から農業者へのトップダウン的色彩が強く個別経営体の創意工夫を尊重していないと批判している。そして、農業者の自発的要求と発想、必要から生み出される知恵から農業経営体、集落営農は成長してくるとし、経営政策に当たっては農業者の自由裁量の余地を広げるべきだと主張している(『農業と農学の間』養賢堂、2002)。また、農政官僚であった大和田啓気は、その著書(『日本農業 再生の条件』日本経済新聞社、1977)で、協業経営の役割を評価しつつも、「(協業経営を)行政が指導し、特に補助金を誘い水にして無理に進めることは危険である」と指摘している。現在進められようとしている経営所得安定対策による構造改革も、「上からの農政」であるという性格は否めず、その手法についての反省・再検討が必要であろう。

<参考文献>

- ・暉峻衆三編(1996)『日本農業100年のあゆみ』有斐閣
- ・笹木昭(1991)『戦後農業構造の軌跡と展望』富民協会
- ・宇佐美繁・石井啓雄・河相一成(1989)『工業化社会の農地問題』農山漁村文化協会
- ・金沢夏樹(1982)『農業経営学講義』養賢堂
- ・金沢夏樹編(1985)『農業経営と政策(農業経営学講座10)』地球社
- ・高橋正郎(1987)『地域農業の組織革新』農山漁村文化協会
- ・梶井功編(1986)『農業改革の理論』農林統計協会
- ・清水徹朗(2004)「稲作農業の実態と今後の見通し」『農林金融』2月号
- ・清水徹朗(2005)『稲作経営の現状と経営政策の課題』『総研レポート』17No.1

2 農業構造問題と農協の役割

以下では、戦後の農業構造等に関する政策の流れとそれに対する農協系統の対応、そして農協の農業構造の改善への取組み等について検討してみたい。

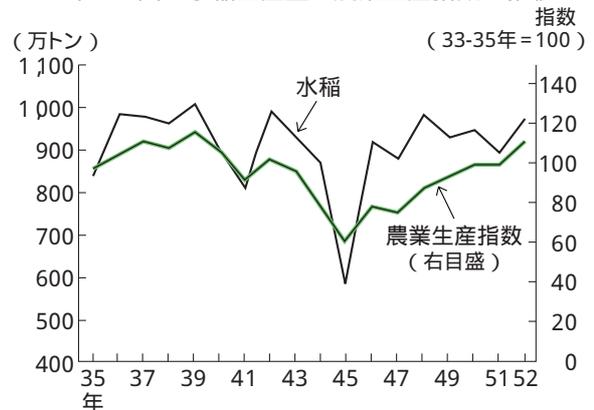
(1) 農協の設立と食糧難克服

まず、農協は農地改革により創出された多数の自作農による民主的組織の確立を目指して設立され、戦後の国内農業生産の回復・拡大の上で重要な役割を果たした。農協法は1947年に公布され、49年末で全国に約1万3千の総合農協が設立された。当時の組合員は約700万人（50年度末）、うち正組合員が約9割で農地改革によって多数出現した零細自作農がほとんどを占めた。

農地改革により創出された零細自作農が大多数を占める状況のもとで、農業生産力は急速に拡大していった。米についていえば、国際価格を下回る低米価水準や生産資材不足にかかわらず農家は単収増に努め、48年には戦前の37-39年の平均982万トンとほぼ同水準の979万トンにまで生産を回復させた。さらに、戦後経済の復興に伴って日本の農業生産全体の水準も急速に回復し、戦後7年を経た52年には戦前の37-39年の平均水準に達した（第2-1図）。

戦後の混乱期にあって、食糧難と資材不足という課題のなか、物資の偏在を避けるための統制経済が必要であったが、農協は公平な食糧供給を行う食糧の統制組織とし

第2-1図 水稲生産量と農業生産指数の推移



資料 農林水産省「作物統計」、農林水産省調べ

て、また大量に創出された零細自作農に対して生産資材の供給や販売物を供出する組織としての役割を担った。

日本が戦後の食糧難を克服したのは、米国の食糧援助とともに零細自作農の営農努力による食糧生産の急速な回復とそれら農家の組織化における農協の役割も大きかったのである。

(2) 高度成長、農業基本法農政と農協

(1955~70年)

a 農業基本法農政と農協

55年から日本の高度経済成長が始まったが、重化学工業中心に発展する日本経済は、日本農業にとって農工間の所得格差という新たな問題を生じさせた。また、戦前の生産水準を回復した日本農業は50年代後半よりさらに急ピッチでその生産を拡大させたが、高度成長に伴う消費者の所得増加は農産物の需要構造を大きく変化させつつあった。

こうした変化に対応し、61年に農業基本法が制定された。その柱は、生産政策と

して選択的拡大により畜産、野菜等の作物の増産を図ること、価格・流通政策として米を中心とする主要作物の価格安定と安定的流通を確保すること、構造政策で農地を流動化し経営規模の拡大と機械化により「自立経営農家」を育成することであった。さらにいえば、上記のうち構造政策は、規模拡大により余剰となった農業労働者を成長している他産業へ安価な労働力として供給することも目的の一つだったといえる。農業基本法の目的である構造政策の一環として、62年には、農業機械化のための農地の基盤整備、各種パイロット事業、ライスセンターの建設など大規模な第一次農業構造改善事業が始まり、農業基本法は、農産物の選択的拡大と、「自立経営農家」の育成、農業基盤整備により農業の生産性の向上を目指した。

それに対し、この時期の農協系統は、生産基盤の零細性の克服と、高度経済成長に伴う需要の変化に応じた畜産・青果等の農業生産の拡大等に組織を挙げて取り組んでいった。

まず、生産基盤の絶対的な脆弱性克服のために農業構造改善事業については積極的な受け皿組織としての役割を担い、一方で、農産物の需要構造の変化については、単なる個別農家による個別品目の規模拡大ではなく、地域の営農資源を組み合わせ地域全体で農業生産の拡大を目指す「営農団地の育成」を60年代か

ら実施していった。

この営農団地構想は、零細多数の自作農家が集落を構成し土地の流動化が難しいなかでの現実的な対応として、動かすことのできる資本と労働力を組み直して、過剰な投資、労働力不足を解消し、効率的な農業生産を図ろうとしたものである。それにより、生産コストの引下げ、流通コストの圧縮、高い付加価値の実現と農畜産物の生産販売一貫体制の確立を目指した。

営農団地構想は、60年の第8回全国農協大会で決議された「体質改善運動」の展開のなかで取り組まれ、61年には畜産団地、63年には稲作団地、64年には野菜団地の手引きが作成され、65年にはモデル団地の設定が決定された。64年11月の全国農業協同組合中央会（以下「全中」）の調査では10道府県の未報告を除き、農協が主導的役割を發揮し、推進しつつある営農団地は834に達した（第2-1表）。さらに同構想は、67年に全国農協大会で決議された「農業基本構想」（「日本農業の課題と対応」）において、農協系統組織の農業振興の基本戦略として位置付けられた。

そして、各県ごとの農業環境の差異や営

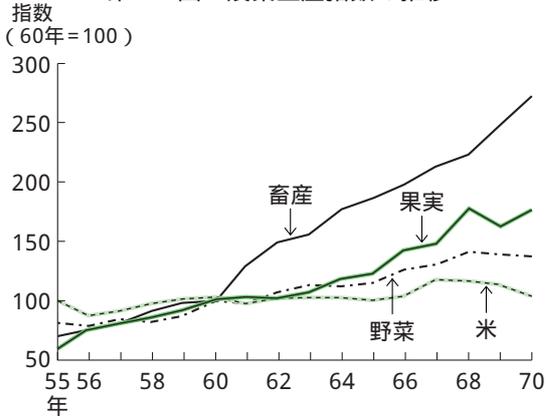
第2-1表 営農団地造成状況(全国計)

団地数	畜産						養蚕	野菜	果樹	稲作	ビール麦	総合	計
	豚	鶏	酪農	肉用牛	プロイライ	混合							
64	79	24	25	15	28	1	143	46	390	8	11	834	

資料 全中『農業協同組合年鑑1966年版』

(注)1 10道県未報告。
2 1964年11月10日時点。

第2-2図 農業生産指数の推移



資料 農林水産省「農林水産業生産指数」
 (注) 1965年基準を60年=100として試算。

農団地造成に対する指導方針の違いはあったものの、第2次総合3ヵ年計画における76年度の営農団地整備目標数(74年9月時点)は、全国で広域営農団地が994、1農協1団地が2,102に上った。

こうした営農団地整備等の取組みもあり、野菜、果実、畜産部門については主産地形成等を通じ生産力が急速に拡大していった。70年初頭までに各作目の生産水準は著しく上昇し、基本法農政の目指した農業生産力の大幅な拡大は達成された(第2-2図)。

このように、農協系統は零細な農家構造を維持しようとしたのではなく、零細多数の自作農を構成員とする以上、その前提に立ってより協同組織としての強みを生かした効率的な農業の実現と、それによる農業所得の向上を目指したのである。日本の経済成長に伴い、国民の農産物需要の拡大とその多様化が進むなか、その需要増

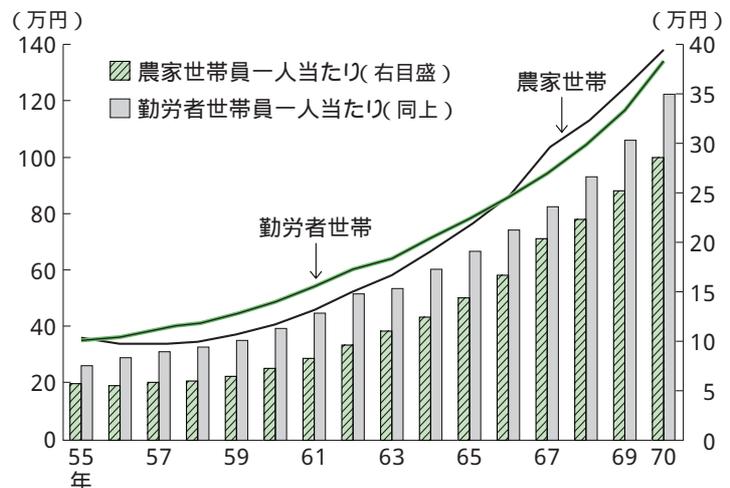
加に対応した新たな農産物の生産・販売体制を確立するという面で農協グループは大きな役割を果たしたといえよう。

b 兼業化による農家所得の上昇と農協

こうした基本法農政のもとでの構造改善事業や農協の営農団地の取組み等にみられる農業の組織化が農家の経営資本の効率的利用につながり、土地生産性、労働生産性は著しく向上し、余剰労働力が生まれた。この余剰労働力は、一部は畜産・園芸等労働集約型の施設型農業へ向かったほかは、農外就業に向かい、それにより農家の所得状況は明らかに好転した。第2-3図のように、1世帯当たり農家所得は、世帯員一人当たりでは依然格差があったものの、60年代半ばには勤労者世帯並みとなった。

農業基本法農政の大きな目的の一つであった他産業との所得格差の是正は世帯所得としてはある程度実現したのである。この

第2-3図 農家1世帯当たり所得と勤労者1世帯当たり実収入の推移



資料 農林水産省『農家経済調査』、総務庁『家計調査』

兼業化による所得向上については、農協が農産物の生産・流通・販売に関与し地域農業の効率化・組織化等により農業労働軽減を図った影響も大きいと言え、農家の営農活動の維持と（兼業収入を含む）所得向上による農村部の経済環境の改善・安定化に、農協は大きな役割を果たした。

（3）安定低成長下で地域の多様性の重視へ向かった農協（1970～85年）

a 生産調整開始と農業構造改善の取り組み
高度成長期も後半に入った60年代の半ばには、豊作と予想を超える需要減により、まず米の過剰が問題になり、70年からは生産調整が始まった。さらに安定成長期へ移行した70年代半ばには、畜産、果実等の過剰生産も問題になりはじめた。農業生産力の向上という基本法農政がある程度達成されたなかで、単なる生産力の向上ではなく、需要の変化に応じた供給体制の構築が求められるようになったのである。

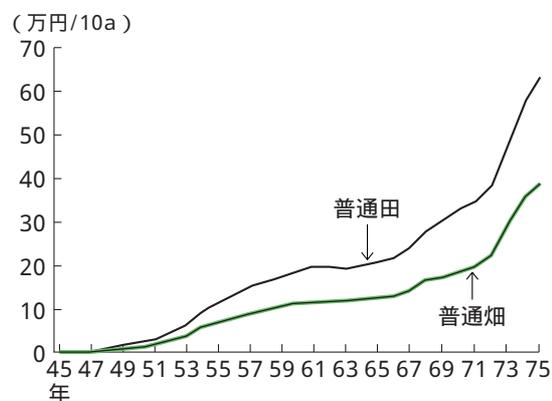
政府も米の過剰が深刻化した70年には「総合農政の推進について」を取りまとめ、そこでは米の生産調整の問題と離農対策への取り組みが取り上げられるなど、基本法農政にも一定の転換がみられた。

そうしたなかにあって、都府県の農地利用構造については、高度成長がもたらした農地価格の上昇（第2-4図）が売買による規模拡大を困難にし、また農地法にみられる流動化への制約、さらに水稻の小規模機械化体系が完成された影響もあり、規模拡大の動きは停滞することになる。

一方で、零細な常勤的兼業農家や高齢農家のなかには、営農継続が困難な組合員も増え、農地の出し手の増加に対応した受け皿組織の整備等、地域の農業資源を維持しつつ、いかに効率的な農業を実現するかが、農協が取り組むべき課題となった。農協の存立基盤である地域農業の維持・振興を図るためには農協も主体的に地域農業に関与していく必要がでてきたのである。

こうしたなかで、農協がかかわる農地の利用集積・効率的利用の動きに関しては、70年の農地法・農協法改正により農協の農業経営受託事業が創設され、また72年には農林省による農業機械銀行の実験事業が始まった。この農業機械銀行方式は、60年代半ばには既に愛知県や埼玉県で具体的な取り組みがみられたもので、行政の取り組みがそれを加速し、県の単独補助や農協の自主的運営も含め、70年代後半には全国で400か所の農業機械銀行方式での取り組みがみられるようになった。

第2-4図 戦後の農地価格の推移



資料（財）日本不動産研究所『田畑価格及び小作料調』

b 地域農業振興計画の策定への取組み

日本経済が高度成長から低成長期に入ったこの時期、日本農業も米生産調整の本格化など新たな段階に入り、農協系統ではそうした環境変化に応じて、地域の多様性に応じた農業振興のあり方を実現することに注力していった。

76年の第14回全国農協大会の「協同活動強化運動」では、それまで取り組んでいた営農団地の再点検と地域農業振興計画の構想が打ち出された。この時点での地域農業振興計画の構想には、地域の経営資源の組織的活用をより計画的に促進する地域複合経営の方向が意図されていたが、次回大会では、そういった枠組みにとらわれず、地域の特徴を踏まえた自主的・創造的な地域農業の方向を農協が目指すものとされた。

そして、79年の第15回全国農協大会では、「1980年代日本農業の課題と農協の対策」が決議され、地域農業振興計画の策定・実践が農協の対策の要として位置付けられた。さらに、82年の第16回全国農協大会決議「日本農業の展望と農協の農業振興方策」において、地域農業振興計画に農用地、農業労働力といった農業構造面での対策を明確に盛り込み、農用地利用計画の策定、地域営農集団の育成、生産コスト低減対策などを地域で計画し実践することとした。そのねらいは、米から他の土地利用型作物へ

の転換・定着を軸とする農業生産の再編成と、農業構造の変動に対応した集団的土地利用による農業再編を地域のまとまりのなかで実現することであった。これは、生産調整の定着化を踏まえ、農地の利用調整を農協が推進することなしに、地域農業の振興が困難になった状況を示している。

また、農協系統が地域営農集団の育成による農業構造の再編を打ち出したのは、地域内に多数の零細農家がいる以上、多数の農家が関係者となる分散錯圖の解消や生産調整・転作の実施において、集落単位の調整機能を活用することが、より自発性や調整機能を引き出し、かつ効果的だったためである。ここで地域から農業の再編成を行う（同時に農産物需給調整機能も担う）地域農業振興計画を全単協の任務としたことは、農業基本法農政に沿った全国的な農業生産力向上という方向から、地域の多様性を重視する方向へ修正が図られたことを意味している。地域農業振興計画の作成は、80年代後半には6割を超える農協が取り組むなどその取組みは急速に拡大した（第2-2表）。

第2-2表 地域農業振興計画の策定状況

(単位 %)

	78年 (3月)	80 (7)	81	84	87	90	93	96	99	02	05
策定農協数割合	14.6	30.2	40.0	58.8	62.1	57.5	51.6	47.9	49.9	76.9	77.6

資料 78年、80年は全中調べ(対象78年41県、80年全県)、81年以降は、全中「農協の活動に関する全国一斉調査」

(注)1 96年調査は「長期営農計画」策定農協の割合。

2 99年、02年、05年調査は農協の中長期計画に盛り込んでいる内容で「営農計画(地域農業振興計画等)」をあげた組合。

3 木原(2000)14頁より、データを追加した上でレイアウトを一部変更し転載。

c 農用地利用調整と農協

農協が構造問題に取り組む上で、制約となっていた制度上の問題も解消に向かっていく。80年には農用地利用増進法が制定され、89年には農用地利用増進法改正により農協による農用地利用調整の結果を農用地利用増進計画に反映させること、農協による農作業受委託のあっせん、受託者の組織化等が盛り込まれた。さらに同年、それまで運用面で県農業公社によりほぼ一元的に実施されてきた農地保有合理化促進事業が農協にも門戸が開かれ、農協が農地の利用調整に関与する手段が制度的にも順次拡充されてきた。

これらの制度変更に応じた取組みは90年代半ば以降から多数の農協が参加するようになり、現在では農地保有合理化促進事業による農地賃貸借事業は全農協の4割近くが実施している（第2-3表）。

なお、05年4月1日現在で農地保有合理化法人の指定を受けている農協は389あり、

同日時点の全農協数878の約4割強を占めている。

d 集落営農組織の育成への取組み

70年代後半から、既に農協系統全体の取組みとして、集落営農組織の育成が掲げられていた。これは、集落が持つ農作業や農地の調整機能を農業生産活動全体にひろげることで、個別農家の零細な土地所有構造や、高齢化や後継者不足による農地管理の低下を克服し、地域農業の維持・振興を図ろうとするものである。

79年に全中会長の諮問機関である総合審議会は「組合員の自発的協同を促進する組織運営のあり方」についての答申を行い、このなかで集落組織の育成に取り組むことの必要性が強調され、農協組織としての育成対策の基本方向が示された。さらに、前記82年全国農協大会決議では、地域農業再編について集落組織の活用の方向が明確に打ち出されている。同決議では、農協は土

第2-3表 農用地利用調整等の実施農協

(単位 農協, %)

	実施農協数						実施農協数割合						
	90年	93	96	99	02	05	90	93	96	99	02	05	
対象農協数	3 481	2 945	2 223	1 532	1 039	878	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
農地保有 合理化促 進事業	農地売買事業	-	-	-	128	102	113	-	-	-	8.4	9.8	12.9
	農地賃貸借事業	214	469	234	373	336	325	6.1	15.9	10.5	24.3	32.3	37.0
	信託等事業	-	-	116	50	-	-	-	-	5.2	3.3	-	-
	研修等事業	-	-	124	79	97	79	-	-	5.6	5.2	9.3	9.0
農地信託事業	247	238	125	75	83	30	7.1	8.1	5.6	4.9	8.0	3.4	
農業経営 受託事業	農協直営	200	109	85	67			5.7	3.7	3.8	4.4		
	あっせん	706	428	344	214	123	61	20.3	14.5	15.5	14.0	11.8	6.9
農作業 受託事業	農協直営	577	444	421	340	285	207	16.6	15.1	18.9	22.2	27.4	23.6
	あっせん	-	1,105	912	691	551	411	-	37.5	41.0	45.1	53.0	46.8

資料 全中「農協の活動に関する全国一斉調査」

(注) 農地保有合理化事業(賃貸借)について、90、93年は市町村基本構想記載農協を、96年以降は合理化法人として事業実施している農協を掲載。

第2-4表 地域営農集団の育成強化運動への取り組み

(単位 農協, %)

	農協数	取組実施農協	地域営農集団の主な取組内容						参考 率20%未満 地域営農集団に よる水田力パー
			作付・栽培協定	ブシヨックローター	共同作業・機械共同	あつせん 農作業受委託の	農用地利用権調整		
農協数	84年	4,190	1,355	360	175	625	130	62	...
	87	4,058	1,440	292	350	647	117	34	...
構成比	84	100.0	32.3	(26.9)	(13.0)	(47.1)	(10.0)	(4.8)	(71.4)
	87	100.0	35.5	(20.3)	(24.3)	(44.9)	(8.1)	(2.4)	(58.5)

資料 第2-3表に同じ

(注)1 1984年の回答割合は不明を除く。

2 木原(2000)12頁より、レイアウトを一部変更し転載。

3 構成比の()内は取組実施農協を100とした割合。

土地利用調整を軸としながら、労働力、農業機械・施設、副産物等の地域生産資源を地域単位に組織化し、その有効利用を進める推進力として地域営農集団の育成を打ち出した。その区域は「集団の区域は、水系または立地条件などにより、1ないし数集落の区域を目安」とし、集落が地域営農集団の基礎単位とされた。このように、農協は協同組合としての特徴を生かしつつ、地域に根ざした農業生産体制の構築に取り組む方向を強めていった(第2-4表)。

(4) ガット交渉等農業環境激変下での農協の対応(1985~2000年)

a 国際化・自由化へシフトする農政

80年代に入ると、様々な方面からの農業・農協批判が高まる。円高進行により加速した農産物価格の内外価格差の問題、地価高騰による都市農地批判等々である。85年のプラザ合意を背景に86年にはガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が開始され、農

産物自由化の圧力が強まるなか、86年にはコストダウン等による生産性の高い農業構造の確立と、それによる内外価格差の縮小を内容とする「21世紀へ向けての農政の基本方向」が農政審議会から発表される。

そして、80年代後半からは国内農業にとって大きな打撃となる事象が相次ぐ。87年に始まる政府米価の引下げ、88

年の牛肉・オレンジの自由化交渉妥結等である。こうした内外からの圧力を受け、国内の農業生産は不安定化し農産物価格の継続的な下落が続いた。さらに、バブル崩壊後の長期不況にも伴って農村における高齢化や後継者不足、地方と都市の地域間格差拡大等の問題もより深刻さを加える。

b 新政策と農協の農用地利用調整機能の強化

農協は、農業環境の大きな変化を受け、国際化と国内農業の生産性向上を強く意識せざるをえず、制度面が整備された80年代後半より農協は構造政策に本格的に取り組むとともに、農協が地域農業をマネジメントし、さらに大規模農家を含む多様な農業経営体の育成に取り組んでいく。

例えば、88年の第18回全国農協大会で決議された「21世紀を展望する農協の基本戦略」は、国際化に対応した日本農業の確立のために、「農業構造の再編と低コスト対

策」を重点課題の一つとして掲げた。そこでは、農協の農用地利用調整機能を積極的に展開することによって、全国の水田の3分の2以上を中核的な農家・集団を中心とした農協の農用地利用調整システムでカバーするよう総力をあげて取り組むとした。

さらに、農政側もこうした農業情勢の打開のために、92年に公表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）では、認定農業者制度の導入、法人化の推進、環境保全に資する農業の育成、中山間地域の振興などが主な柱となり、そこではこれまでの「農家」にかわる「経営体」概念を示した。

こうした新政策と、それに伴う「農業経営基盤強化促進法」（旧「農用地利用増進法」の改正）を受けて、利用権設定による大規模経営農家層への農地集積が進展していく。ただし、優良農地が多い地域では個別経営体の規模拡大による農地集積が進んだものの、中山間地域等条件不利地域ではそうした集積は難しく、「中山間地域では担い手の減少や労働力不足等を背景に、耕作放棄地の急増や、生産基盤そのものが失われる事態が現出」（木原（2000）14頁）したのである。

c 地域農場型営農づくりの取組み

農協は、農地の利用集積について大規模経営体への集積を進めるだけでは、地域の農業生産基盤を維持する上で不十分であるとの認識のもとに、多様な担い手の存在を包含した営農体制作りを目指していく。例

えば、条件不利地域においてはそもそも農地の集積の対象となる担い手の特定が難しいし、また、水利・除草等個別の圃場管理が必要な水稻作においては、兼業・自給的農家を取り込まなければ地域農業が維持できないためである。

94年の第20回JA全国大会決議では、地域の「多様な農業者の共生」を実現するために、土地利用型農業における中核的担い手はもとより、兼業的・自給的経営も食料生産の担い手として積極的に位置付けた。そして、中核的担い手を営農受託集団として法人化を進め、兼業的・自給的経営は1ないし数集落単位に農用地利用管理組織として、それらの地域の農業諸資源を一つの農場のなかで利用するような「地域農場型営農づくり」を打ち出し、そのために農協は「地域農業の経営マネジメント戦略」を展開するとしたのである。また、営農受託集団の法人化について農協は、農地保有合理化法人の資格を取得し、農用地利用調整に取り組むことで、経営耕地の集団化をはかり支援するとし、農協が農地利用調整に主体的に取り組む方針が示されている。

この取組みは97年第21回JA全国大会でも、「地域農場システムづくりと多様な担い手の育成・確保」として、明確化・特定化された中核的担い手とともに、自給的・副業的農家を多様な担い手と位置付け、進められている。同大会ではさらに、「地域農業マネジメント機能の充実」を図るため、「地域農業の担い手として、JA出資の農業法人等の設立を進める」として、農地

第2-5表 農協出資の農業法人がある農協数

	02年		05年		
	農協数	割合	農協数	割合	法人数
合計	1 039	100.0	878	100.0	224
農業生産法人への出資がある農協	98	9.4	111	12.6	159
うち有限会社	75	7.2	-	-	-
農事組合法人	35	3.4	-	-	-
農業生産法人以外の農業法人への出資がある農協	36	3.5	50	5.7	65

資料 第2-3表と同じ

利用調整だけでなく、農地利用そのものに農協が主体的に取り組む方針も打ち出されている。

地域農業の後継者不足が深刻化するなか、こうした出資法人を持つ農協は05年時点で全国の1割を超え、さらに、複数の法人を持つ農協もでてきており、本格的な取り組みとなっている（第2-5表）。

このように、90年代に入って、農協は地域の農地所有世帯すべてを包含したかたちでの営農体制の構築を積極的に目指してきた。農協が協同組合組織である以上、自給的・副業的農家であってもそれら農家を地域農業から切り離すことはありえないが、中核となる担い手育成の上も、それら多様な担い手の存在と協力が必要であり、その調整機能を農協は担おうとしてきたのである。

(5) 農業構造変化に主体的対応が

求められる農協（2000年～）

- a ウルグアイラウンド合意後の国内農業と新基本法の制定

80年代後半からの農業への逆風が続くな

か、農協は90年代前半には既に構造変化を通じての土地利用型農業の競争力強化を図ることに、本格的に取り組む姿勢を示していた。しかし、90年代前半より農業を取り巻く情勢は大きく変化する。93年にはガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が合意に達し、95年にはミニマムア

クセス米の輸入が開始される。そして、同年には食糧法（食糧管理法）の廃止とともに、新食糧法が施行され、さらに98年には米の関税化が決定される。こうした動きのなかで、米価格は大幅に下落し、米農家の経営も大きく悪化したこと等の影響により農地の利用集積による構造変化の動きも停滞することになる。

そして、99年には「農業基本法」に代わり、新たに「食料・農業・農村基本法」（新基本法）が制定される。農業の発展と農工間の格差解消を目指した旧基本法に代わり、新基本法は食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の重視、農業の持続的発展、生産ならびに生活空間としての農村の振興、とくに条件不利地域への支援策等が政策目標の柱として盛り込まれた。そして、00年には供給熱量ベースでの食料自給率5割以上を目指すなどとした「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定される。

また、02年には米政策の大転換となる米政策改革大綱が制定され、農業者・農業団体が主役となる米需給調整システムの導入が決定した。さらに、05年には担い手に施

策を集中する経営所得安定対策等大綱が決定されるなど、農政は、めまぐるしく変化していく。

b 担い手の育成支援への農協の取組み

00年に決定された「食料・農業・農村基本計画」の議論のなかで、農協としても、農業生産基盤の維持を図るためには、担い手への農地の利用集積をさらに進める必要があるとの認識が高まっていく。00年の第22回JA全国大会でも、農業の持つ多様な機能を発揮するためには担い手の育成・支援が急務の課題であり、地域農業の将来を支える担い手（大規模農家、農業生産法人、集落営農等）を明確にし、その育成のための支援を強力に進めるとした。

さらに、米政策改革大綱のもとで、担い手要件を満たし、より多数の農家が参加できる集落営農組織の育成に農協は積極的に取り組むことになった。例えば、03年第23回JA全国大会では、こうした改革に伴い、「担い手の明確化と農地の利用集積等の目標設定」が必要になったため、農協も地域の合意を基本に、地域実態に応じた具体的な担い手を明確化し利用集積の実現を図っていくとした。そして、担い手への農地利用集積をさらに進める必要があり、マッピングシステムや農地保有合理化促進事業の活用をするとし、担い手の法人化については、集落営農の育成についても段階的な法人化に取り組み、また大規模経営体の法人化への支援、そして、担い手不足地域における農協自らの法人設立にも取り組むとし

ている。

このように70年代後半から取組みがみられた農協系統が主導するかたちでの集落営農組織育成等地域農業の組織化の取組みは、ここにきて急ピッチに進んでいる。それは政策対応という面も確かにあるが、地域農業の中核となってきた昭和一けた世代の農業リタイアが予想されるなか、そうしなければ地域農業が維持できないという危機感が大きく影響している。

(6) 農協の果たしてきた役割と今後の展望

以上みてきたように、戦後多数の零細自作農を構成員として設立された農協は、農業構造面においては、基本的に個別経営体の規模拡大ではなく、個別経営体の組織化で農業生産の効率化に対応してきた。その結果、農家は余剰労働力を農外所得の獲得の場に振り向け、農家世帯としての所得は大幅に増加し、世帯でみるかぎり農工間の所得格差は解消した。

ただし、個別経営体の組織化に取り組んだとはいえ、都府県の土地利用型農業においては農業構造の変化は緩やかだった。これは都府県においては、地価の高騰が売買による規模拡大の大きな制約要因になるとともに、農地法上の問題もあり賃借による農地の流動化も進まなかったことが背景にある。そうしたなかで、農協が、基本的に地域における農家の組織化・集団化の方向で経営効率の向上に取り組んだのは、零細な農地の集積が難しいなかでの現実的な対

応であった。

一方、畜産、野菜、果実等の部門については、主産地形成等により大量流通・大量消費が中心だった高度成長期まではおおむね順調に需要構造の変化に対応した生産力の拡大が進んだ。これら作目の畜産、野菜、果実等営農団地の組織化にあたって農協が果たした役割は積極的に評価されるべきである。さらに、それらの取組みが基礎になった産地ではその後構造変化がさらに進み、とくに畜産部門については、現段階で経営体当たりの経営規模はヨーロッパ並みに拡大しており、経営構造は一定のレベルに達したといっていよう。

また、個々の農業構造が零細でも農業生産の組織化によって生産力そのものは過剰問題が発生するほどの向上を実現したことも、食糧難を前提にとられた戦後農政の出発点からいえば評価されるべきであろう。

なお、農協が組合員のために運営される以上、組合員の多数が営農の継続を望めばそれを支援することは自然な流れであり、その前提のもとに、地域全体での農業生産効率の向上を図り、組合員の経済状況の向上を図ることは、それが協同組合としての農協の存在目的である以上当然である。さらに、そうした広範な地域の農業生産力を維持する上で、折々の社会経済状況の変化に対応して、農業生産活動だけでなく、生活活動全般において農協が果たした役割も評価されるべきであろう。

一方、規模拡大を指向する個別経営体の育成についても、農協は70年代にはすでに

農地の流動化に積極的に取り組む方針を打ち出しており、系統としてかなり早い段階から重視してきた。しかしながら当時はまだ農協が農地流動化の主体となる上での手段が未整備であり、農協が農地の利用調整に取り組むための制度上の整備は80年代末までなかった。そして、90年代以降は農協自身も、地域農場システムにみられるように、零細な土地所有者を農協が農地利用調整を図ることで組織化し農地集積を図るとともに、一方で、大規模経営を指向する経営体を中核的な担い手としてとらえ、その育成について法人化を含め支援する方向を明確に打ち出してきた。

しかし、制度上の整備がなされ、そして農協の方向性も打ち出され取組体制が整った90年代に入っても、農地の流動化は徐々にしか進まなかった。これは一つには土地利用型農業とくに稲作において多数を占める昭和一けた世代の農業就業者が小型機械化体系に対応した世代であり、自分で農業機械を持ち耕作を行う志向が強かったことが背景にある。また、90年代には米価の大幅な下落、米政策の度重なる変更が生じ、受け手側における構造変化への取組み姿勢が停滞したことも要因として挙げられよう。昭和一けた世代を中心とする小規模農家な農業者を地域農業のなかでいかに位置付け、かつ地域農業全体の効率化に取り組んでいくか、そして、それにより構成員である農業者の所得の維持向上をいかに図っていくかが、90年代以降の農協の大きな課題であったといえよう。

ただし、先に、みたように、昭和一けた世代の一部は既に後期高齢者層に移行し、今後急速に農業からリタイアしていく。また、次世代のうち零細な農地所有者は明らかに農地の出し手となるため、農協はこうした組合員の構造変化に応じて積極的に自身のもつ農地利用調整機能を発揮していかなければならないだろう。

その意味で、農協が現在進めている水田農業ビジョンや経営安定対策にかかる集落営農組織の育成は、政策上の契機があったにせよ、地域農業を維持していく上で不可欠な取組みであり、地域農業の組織化を主導してきた農協の真価が問われることになる。

<参考文献>

- ・阿部信彦編（2000）『金融・経済・農林水産業・系統団体の姿』協同セミナー
- ・梶井功・高橋正郎編著（1983）『集团的農用地利用 新しい土地利用秩序を目指して 』筑波書房

- ・梶井功編著（1988）『農業改革の理論』農林統計協会
- ・木原久（2000）「地域農業再編と農協の役割 集落営農組織育成の今日的意味」『農林金融』5月号
- ・協同組合経営研究所・農業協同組合制度史編纂委員会（1996,97）『新・農業協同組合制度史』1～3巻
- ・近藤博彦（2001）『農協の農業戦略』全国協同出版
- ・全国農業協同組合中央会『農業協同組合年鑑』各年版
- ・武内哲夫・太田原高昭（1986）『食糧・農業問題全集7 明日の農協』農山漁村文化協会
- ・永田恵十郎・波多野忠雄編著（1995）『土地利用型農業の再構築と農協』農山漁村文化協会
- ・日本村落研究学会編（2001）『日本農業・農村の史的展開と農政』農山漁村文化協会
- ・日本農業機械化協会（1978）『農業機械銀行』
- ・農林行政を考える会編著（1998）『21世紀日本農政の課題 - 日本農業の現段階と新基本法 - 』農林統計協会

（JAプロジェクトチーム）

<執筆者>

- はじめに 常務取締役 越智正也
- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 主任研究員 | 清水徹朗 |
| 2 | 主任研究員 | 内田多喜生 |



豊かに存在する水田の風景

昨年9月の放鳥から、コウノトリの野生復帰が実践段階に入った兵庫県北部の豊岡市では、人工飼育のケージの外に飛び立った5羽の活動が地域を賑わしている。大阪や島根へ突然数百キロの旅に出たり、巣を作った所が電柱で感電の恐れから撤去されてしまったり…。彼らの待望のヒナ誕生はまだだが（5月25日現在）、予想以上に野性を発揮して楽しませてくれる。

35年前、日本の野生コウノトリはここで姿を消した。最後までいたのだから彼らが生きられる条件がそろっている場所と思うが、絶滅の一因となった毒性の強い農薬はなくなったものの、随分住みづらくなっただ。

魚やカエルが豊富な広大なえさ場だった豊岡盆地の湿田は、土を高く盛った乾田に変わり、巣を作っていた里山は荒れてしまった。車が増えた道路での交通事故や電線への衝突事故も心配されている。すっかり様変わりした環境をコウノトリが住めるように変えていこうというわけだが、何しろ羽を広げれば2メートル。生態系の頂点に立つ大きな鳥ともう一度いっしょに暮らそうという世界でも例のない人間社会の実験が始まっているのだ。

成功のカギを握るのは農業である。現地では「コウノトリ育む農法」という稲作技術が確立され、今年は前年の倍の100ヘクタールで実施される。無農薬か減農薬で栽培し、できるだけ一年中水を張って大食漢の鳥のえさとなる水田生物を増やすというものだ。6月中旬に行ってきた中干しを約1か月遅らせる。これによりオタマジャクシの段階でひからびていたカエルやヤゴが生き延びられるようになった。また1.5メートルの落差のある田んぼと排水路の間に設けた勾配の小さな長い魚道をドジョウなどが遡上してくる。

生き物が豊かな環境で育ったお米は安全安心なブランド米として有利販売される。こうした仕組みを広げる原動力になっているのが、農家や普及センター、NPOなどが取り組むさまざまな新しい栽培や調査のデータだ。

コウノトリは稲を荒らす害鳥というイメージを持つ農家が少なくないが、4年前から豊岡に住み着いた野生コウノトリ「ハチゴロウ」の追跡調査で、被害がほとんどないことが明らかになった。また、無農薬栽培の方が農薬を減らし

た栽培よりも、天敵の存在が効いて害虫被害が少ないことも分かった。「何十年も虫を見れば農薬で殺してきたのを、自然の生態系にまかせてみようというのだから体験とデータが必要」と取り組む農家はいう。

コウノトリ育む農法の田んぼが生産するのはブランド米だけではない。生き物とともに田んぼが本来持つ情報や力を沸き出している。収穫量と生産性という価値に特化して、数十年間で田んぼの中のことに無知になった人間たちに、水田生物の頂点にいるコウノトリが教えてくれているのだ。人がこめた思いとともに豊かに存在する水田の風景は、そこで舞い、暮らすコウノトリによって新たな物語が日々生まれる舞台となっている。それは、すっかり価値が薄れてしまった日本の田んぼの日常とあまりにも異なる。

米の価格下落から多くの農家にとって田んぼはやっかいな負担だ。そうした持ち主の思いすら消えてしまった放棄田が急増しているが、その背後にある山の荒廃はより凄まじい。山と田んぼの「緑」は、多くの農村住民の目には「負」の存在、あるいは目に入ってこない無意味な存在なのかもしれない。「何もない所」と嘆く言葉を耳にするたびにそう思う。都会の子どもが学校教育などで田植えを体験する機会が増える一方、田植えを自分の子どもに手伝わせる農家は10軒に1軒もないだろう。田舎で育っても、地域の緑や川の記憶を持たずに高校生まで育ち、自分が暮らしてきた大半の風景が荒廃していることを知らないまま地域を出ていってしまう。「農の時代」を本当に迎えるためには、まずこうした状況を直視することが必要だ。

農村が抱える根本的な問題に気付くための手掛かりが、豊岡で今生まれている風景には詰まっていると思う。コウノトリという素材の凄さの一つは、そのスケールゆえ山から田んぼ、川、人の生活を含めた地域社会全体を変えることを迫ること。そして、地域の記憶につながる「種」であることだ。50代以上の人は子どものころ飛んでいたこの鳥を知っている。大きな意味をたずさえて空に蘇った。この鳥は、自然の中でまだ息づいていた昭和30年代の日本の農村文化の記憶を呼び覚ます種でもある。

（神戸新聞経済部記者（編集委員 食と農林水産のページ担当）

辻本一好・つじもとかずよし）

農協と組合員との関係再構築の課題

組織運営問題を中心に

青 柳 齊

<新潟大学農学部教授>

〔要 旨〕

- 1 本稿は、昨（2005）年度に農林中金総合研究所から農業開発研修センターに委託された調査研究の報告書『農協と組合員との関係再構築のあり方に関する調査研究』の梗概である。本報告書では、「農協と組合員との関係再構築」のあり方について、特に広域合併農協の組織運営問題への対応という観点から総括的に検討してみた。
- 2 まず、『総合農協統計表』等に依拠して、農協の組織運営に関する諸指標について、90年代半ば以降の全国的な傾向を確認してみると、組合員の減少や准組合員の増大、集落組織の減少など、農協の組織基盤に構造変化が生じている。これに対して、多様化した組合員の意思反映措置の整備や組合員の組織化等の取り組みは不十分な現状にある。
- 3 第2に、組織運営に関する系統指導方針では、その内容が体系的でなく、特に支店統廃合問題への対応においては、事業面の課題提起と不整合であるという問題点が指摘できる。
- 4 第3に、生活文化活動や女性部の活性化、准組合員の組織化や地域社会活動の展開などは、農協トップの運動理念に強く左右されている。そこで、農協役員に対する地域組合化理念の啓発や研修活動の強化が依然として重要である。他方、最近は復古主義的な規制強化の政策的動きがあり、「地域組合」の理念から説得的な反論を求められている。
- 5 第4に、農協の運営参加が形骸化しているのだが、その背景には、農協自体の大規模化や経済事業改革や支店統廃合も影響している。そこで、大規模運営ないし事業構造の変化に対応して組合員参加をどう実質化するかが問題となる。その際、組合員が実質的に意思決定に参加できる理事会以外の場を整備することがカナメとなる。
- 6 第5に、伝統的な本支店の各種事業活動は「分化」しつつあり、1つは本支店からの営農経済事業拠点への「事業拠点分離」であり、2つは本・支店を中心とする拠点事業から「出向く営業活動」への転換である。これによって、農協と組合員との接点や利用構造は変化してきている。この点はさらに実証的な研究によって解明される必要がある。
- 7 なお、今回の調査研究において、農協の事業・経営問題と組織運営問題との関連については明示的には取り上げなかった。その点は今後の検討課題として残された。

目次

はじめに

テーマと課題の設定

(1) 調査研究の目的と課題

(2) 研究テーマの解題

組合員との「関係」と「再構築」の含意

(3) 課題への接近方法

1 農協諸統計から見た組織運営の動向

2 系統農協の運動・指導方針の問題点

3 調査事例農協に見る組織運営の現状

4 組合員組織再編の展望と課題

5 大規模農協における組合員参加の課題

6 支店・事業所再編に伴う組合員対応の変化

おわりに

残された検討課題

はじめに

テーマと課題の設定

本稿は、昨(2005)年度に農林中金総合研究所から農業開発研修センターに委託された調査研究の報告書『農協と組合員との関係再構築のあり方に関する調査研究 広域合併農協の組織運営問題を中心に』の梗概であり、主に同報告書の「序章」及び「結章」を中心にしてとりまとめたものである。以下、同調査研究の目的や課題、アプローチの方法について紹介してみたい。

(1) 調査研究の目的と課題

調査研究の目的は、「農協と組合員との関係再構築」のあり方を総括的に検討することである。その際、特に広域合併農協の組織運営問題への対応という観点からアプローチした。研究テーマの背景には、「農協と組合員との関係再構築」によって、「組合員の農協への帰属意識を高め、協同組織性を強化することが迂回的に事業利用

度を高め、農協経営の安定化にも結び付く」という理解がある。また、近年の広域合併による農協組織の大規模化や支所(店)(以下、原則として「支店」という)の統廃合、組合員の世代交代等によって農協の協同組織性が急速に低下し、それと共に組合員との関係疎遠の深化によって、農協全体の事業・経営に悪影響を及ぼしているという問題意識がある。

このような観点から、調査研究の目的を追究するために、具体的な検討課題として以下の5つの項目を設定した。

農協の組織運営に関する諸統計の分析による現状把握。

農協グループの運動・指導方針の有効性・妥当性の分析及び検討。

広域合併農協の組織運営に関わる問題状況と対応課題・方策の検討。

組織運営における組合員の意思反映のあり方に関する検討。

支店・施設再編に伴う組合員対応の影響に関する検討。

なお、本稿で言う「組織運営」という用

語は、取り敢えず、(組合員)組織の維持・拡大と活性化に関する「マネジメント」として定義しておきたい。

(2) 研究テーマの解題

組合員との「関係」と「再構築」の含意

ここで、調査研究テーマのキー概念である「組合員との『関係』と『再構築』」の含意について検討し、調査研究課題の焦点をさらに明確にすることにしたい。一般に、農協と組合員との「関係」が悪化ないし希薄化したという場合、その要因としては次の点が上げられる。

まず、「関係」希薄化の客体的要因として組織基盤の構造変化がある。具体的には、地域農業の衰退や組合員経済の離農化、地域社会の過疎化などである。これらの諸条件が、農協と組合員との「関係」機会を構造的に縮小させていると言えよう。

他方、主体的な要因としては、第1に、農協の各事業がその商品性やサービス、事業方式の面で競合業者と劣位にあり、また、組合員の期待やニーズに応えていないという事業上の質的評価に関わる問題がある。第2に、広域合併や支店再編によって組合員の「参加」機会が縮小したり、有名無実の支店運営委員会の実態や名誉職志向の地域代表の役員選出体制等に見られるように、大規模農協に対応した組合員の意思反映に失敗しているという問題である。第3に、組合員の高齢化の下で、組合員資格が世帯後継者にスムーズに継承されないとい

うことも関係している。第4に、支店・事業所の統廃合によって、職員と組合員との対面的コミュニケーション機会が減少しているということも影響していよう。

以上の「関係」悪化の諸要因に対して、「関係」再構築の方法・対策の究明においては、次の点が主な検討課題となろう。

第1に、「組織基盤の拡充・強化」に関する検討である。具体的には、農協の組織拡大対策として、農家世帯員の複数正組合員化や非農家の准組合員化の意義とその方策が検討課題になる。また、組合員活動の質的向上対策としては、組合員教育や組織活動の活性化の意義とその方向を明示する。なお、組織基盤の「拡充・強化」は、地域農業振興の取り組みや事業改革による競争力向上対策など、事業基盤の強化・拡大対策と密接に関連している。ただし、本調査研究では、農協事業方式そのものの検討は対象外とし、主に組織運営問題に限定した。

第2に、組合員の「意思反映システム」の現状とその再構築の方向に関する検討である。具体的には、農協の運営体制の問題状況と諸課題、意思反映の多様なルートと方式を提示することである。第3に、支店・事業所統廃合による組合員との関係変化の問題状況と支店再編後の組合員との関係再構築のあり方を究明することである。

(3) 課題への接近方法

上述の諸課題の追究においては、既存の関連文献や先行調査研究、全国農業協同組

合中央会（全中）をはじめ全国連等の関係資料，また，関係機関のヒアリング調査や農協事例調査による分析・検討を主な接近方法とした。なお，農協事例調査に関しては，広域合併の成果を上げている農協として，全国の中から地域性も考慮して3農協を選定した。ただし，事例調査はあくまでも参考知識の収集にとどめ，全般的現状把握のための代表的事例調査としては意義づけていない。

また，本調査研究の実施に際し，受託元の農業開発研修センターでは筆者を主査として，増田佳昭（滋賀県立大），瀬津孝（農業開発研修センター），津田渉（同）で「調査研究班」を編成した。さらに，農中総研の関係スタッフとの合同で「組織運営問題研究会」を設置した。そして，両者による合同調査や「研究会」での討議によって進めてきた。その際，同センターの藤谷築次会長からも適宜，助言をいただいた。従って，本報告書の執筆は調査研究班メンバーで分担したが，その内容は，調査研究班と農中総研スタッフとの合同研究の成果でもある。

1 農協諸統計から見た 組織運営の動向

まず，『総合農協統計表』と「全国一斉調査結果」に依拠して，農協の組織運営に関する諸指標について，90年代半ば以降の全国的な傾向を統計的に確認してみると，以下のような諸特徴が指摘できる。

第1に，広域合併により組合員5千戸以上の大規模農協が増加し，それ以下の規模階層は減少している。また，正組合員の減少が准組合員数の増大を上回っているため，組合員総数は微減傾向にあり，組合員構成においては准組合員比率が上昇し続けている。

第2に，実務精通者役員や学識経験者理事枠が増えており，農協のトップ・マネジメント体制は強化されつつある。ただし，役員及び総代の選出制度において，女性の理事・総代枠の設置農協は約2割にとどまり，生産者や事業利用者の組織代表枠はほとんど採用されていない。

第3に，集落組織数の減少が顕著であり，農協の基礎組織としての役割が後退していると予想される。他方，女性部はほとんどの農協で組織されているが，青年部に関しては地域間格差が大きい。

第4に，生活文化活動では，実施割合の高い活動項目に限っても未だに未実施の農協が2割～4割程度ある。また，組合員教育活動では，女性組織や生産部会のリーダー研修が主体であり，新規加入組合員や地域住民を対象とした研修会開催に取り組んでいる農協は皆無に近い。

第5に，営農指導員数が大幅に減少しており，地域的には北海道や東北，九州の農業地域において顕著である。ただし，農協の組織規模別に見てみると，減少している階層は3千～5千戸未満と1万戸以上の農協であり，特に前者の減少が顕著である。また，営農指導員の配置状況では，広域合

併を契機に営農センターへの配置が増大している。

第6に、組合員の農協事業利用度として、まず、正組合員1戸当たり貯金高を見てみると一貫して増大傾向にある。他方、貸出金や長期共済保有高、生産資材供給高では、99年までは増大傾向にあったが、以後は減少に転じている。地域別に見ると、販売品販売高を除けば多くの事業で、近畿や東海、関東の実績や伸びの大きさに対して、東北や北陸、中国・四国、九州、沖縄の農業地帯が全国平均を下回っている。

以上の検討から、組合員の減少や准組合員の増大、集落組織の減少など、農協の組織基盤に構造変化が生じている。これに対して、多様化した組合員の意思反映措置の整備や組合員の組織化等の取り組みは不十分な現状にある。他方、営農指導員の減少や事業利用度の低下等は、特に農業地帯で農協と組合員との関係が疎遠になってきていることを推測させる。

2 系統農協の運動・ 指導方針の問題点

次に、組織運営に関する系統農協の指導方針について批判的に検討してみよう。

まず、第18回から第23回までの全国農協大会決議の内容を取り上げると、その特徴や問題点として次の点が指摘できる。第1に、いずれの大会決議においても組織運営問題を重視した課題が提起されているものの、その内容が体系的な提案になっていな

い。第2に、特に支店統廃合問題への対応において、組織運営面での課題提起が事業や経営面に関わる決議内容とどのような整合性を持っているかが不鮮明である。第3に、組織運営面に関わる運動方針の中で、組合員教育や組織内広報に関する課題の位置付けが相対的に低い。

また、『合併農協における組織・事業運営の手引き』（以下「手引き」）や『経済事業改革指針』（以下「改革指針」）など、最近の系統指導指針においては次のような問題点が指摘できる。

第1に、各種指導方針は合併農協の合理化を目標にしているため、組織運営面の対策や体制整備、そのための予算措置が軽視される傾向にある。

第2に、特に農協改革に関わる「改革指針」では組織運営面への考慮がほとんどなく、「手引き」での指導方針と整合性を欠いている。

第3に、支店運営委員会や集落座談会等が重視される一方で、その事務局機能を担う支店体制に関して明確な整備方向が示されていない。

第4に、「改革指針」では専ら効率化観点からの改革方向が示されるだけで、「手引き」で強調している利用者（メリット）の視点が抜け落ちている。

第5に、支店再編改革に関わる指導方針では、主に信用部門経営の観点から課題提起されており、農協の組織運営のあり方やその拠点整備との関連が不明である。

3 調査事例農協に見る 組織運営の現状

本調査研究では、広域合併農協における組織運営面の現状と問題に関して、参考知識を得るために特に事例調査を実施した。調査対象の事例は、JAいわて花巻、JA十日町、JAにじである。

調査内容は、組織基盤の拡充、組合員の意思反映システム、組合員組織の育成・活性化の取り組みに関してである。主に組合員組織代表と農協所管部署からのヒアリングを行い、併せて関連の資料を収集した。調査結果において、各農協の特徴を列挙すると以下のように整理できる。

まず、JAいわて花巻の場合、第1に、農協の基礎組織として農家組合の統合・再編に取り組み、他方、部会組織の整備によって活動の強化を図っている。また、組合員組織の自主的な活動が活発である。

第2に、営農面、生活面での多彩な事業活動への取り組みと、共同利用施設の積極的な活用が見られる。

第3に、女性部の組織活性化と女性の農協運営参加・参画に積極的に取り組んでいる。

第4に、営農面の共同利用施設の設置について、応益負担の考え方を導入している。特に、花巻東部カントリーエレベーターの導入においては、利用組合の設立によって組合員農家自身による運営管理が行われている。

第5に、農協全職員による農家組合（集落）担当制を敷き、「集落水田農業ビジョン」の策定に大きく貢献した。

次に、JA十日町の場合では、第1に、強力なトップ・マネジメント機能のもとで、子会社化の成功に象徴される事業改革と経営管理改革が積極的に進められている。また、地域住民及び地場産業に対する積極的な融資開拓に取り組み、これまでの准組合員拡大に結び付いてきた。

第2に、魚沼産コシヒカリの良食味米産地であり、稲作関連の生産組織が農協の重要な組織基盤となりつつある。その生産組織は農家組合（集落）を基盤として、一部では旧村及び旧町レベルでの組織化に進展し、農協運営への影響力が高まっている。

第3に、女性部の弱体化と生活文化活動のマンネリ化が課題となっており、事務局体制とトップ層の取り組み意欲が重要性を増している。

最後に、JAにじの場合では、第1に、組織運営面において、フォーマルな意思決定機関のほかにも、補完する多様な意思反映ルートが整備されている。また、Aコープの広域会社への移管後も利用者懇談会が機能しており、店舗運営への意思反映に配慮している。

第2に、今後の支所再編計画においては事業改革を優先しているのだが、組織運営面での改革も求められている。特に、高齢者対応を含む生活面活動において、女性部の活動活性化や支部活力低下への対応が課題になっている。

第3に、女性部活性化の取り組みにおいては、旧農協単位（3地区）ごとの5つの専門委員会の設置と多様な目的別組織（グループづくり）の形成によって、自主・主体的な活動への転換が目指されている。

4 組合員組織再編の展望と課題

以上の現状認識と問題状況の理解を前提として、組織運営に関する広域合併農協の課題について提起してみたい。

調査研究報告書では、組合員組織の育成・活性化の課題として、集落組織や准組合員の組織化、女性部や青年部、生産部会等について、また、これら組合員組織の活動支援体制や組合員教育活動に関して、それぞれの問題状況と対応課題の要点を提示した。本稿では、紙数の制約から、組合員組織再編の展望と課題についてのみ指摘したい。

まず、農村部の人口減少や高齢化社会への移行、都市部での正組合員農家の減少、さらに地域財政の悪化などから、農協は生協や森林組合、NPO等の地域社会組織との連携が強く求められる。その際、地域住民を巻き込んだ農協の生活文化活動の意義はますます重要になる。その取り組みの拡大・強化の方向は、農協組織が必然的に地域組合化していくことである。ただし、組織の拡充及び活動の強化にとって、農協役員の意欲の乏しさ、人材や資金的余裕のなさ、ノウハウの欠如という障害がある。これらの諸問題を克服するには、以下のよ

うな取り組みが必要と思われる。

はじめに、生活文化活動や女性部の活性化、准組合員の組織化や地域社会活動の展開などは、農協トップの運動理念に強く左右されている。また、高齢男性農業者中心の役員体制の下では、組織運営において「農業者だけの組合」という観念が強い。そのため、准組合員の組織化や女性部活動の支援強化に対する課題認識が弱い。その意味で、農協役員に対する地域組合化理念の啓発や研修活動の強化が依然として重要である。他方、最近では復古主義的な規制強化の政策的動きがあり、農協グループとして、「地域組合」の理念に関して地域社会から了解を得られる説得的な反論を求められている。

第2に、組織活動に対する農協内部繰入れによる財政支援の意義に関連して、最近の組合員の利用構造に対応して、組織基盤に依拠した新しい事業方式を開発していく努力が求められている。換言すれば、組織基盤拡充の取り組みが、間接的にせよ、事業の拡大、経営の効率性に結び付くような事業方式の開発である。

第3に、組織活動をサポートする専門家の人材育成と系統内部でのノウハウの開発・蓄積への取り組みである。現状では、事務局スタッフの専門性に対する理解の弱さと共に、先進事例農協のノウハウの一般化や全国的レベルでの開発の取り組みが不十分である。

5 大規模農協における 組合員参加の課題

農協の運営参加が形骸化してきた背景には、組合員の多様化と世代交代、農村市場の変化等の外的要因もあるが、他方で、農協自体の大規模化や後述の経済事業改革や支店統廃合も影響している。その意味で、大規模農協運営ないし事業構造の変化に対応して組合員参加をどう実質化するか、その方策について具体的な検討が求められている。その際、特に検討すべき課題は以下の点である。

農協組織の大型化は、組合員当たり総代数、組合員当たり理事数の減少をもたらし、理事会に組合員の声が直接伝わる度合いは低下せざるを得ない。また、多段階の階層的選出にもとづく少数代表の民主主義は、代表者の正当性という面では妥当性を持ち、業務がルーティン化している場合には適正に機能するが、多様な組合員のニーズや独創的な提案を汲み上げた新たな事業興しの場合には必ずしも適当に機能しない。それと同時に、階層的少数代表制の下では、総代などの中間段階の代表に役割が自覚されない場合、単なる議案審議と代表選出の手続き機能化して、その活力を活かすことができない傾向がある。

このような問題状況においては、大規模農協における理事会は、基本的には農協運営における重要事項の意思決定を中心とし、その他の事項については最終的なオー

ソライズの機関と位置付けるべきであろう。そのためには、当該事項の利害関係者の中で実質的な議論が十分になされていることが前提である。組合員が実質的に意思決定に参加できる理事会以外の分権的な論議の場が存在し、健全に機能していることが必要である。

また、理事会自体の機能強化に加えて、理事会と役割を分担しながら、組合員が運営参加できる場をどうつくるのかという問題意識が必要であろう。地域的な視点から言えば、支店や地区（ブロック）レベルで理事会を補完しつつ、組合員が運営参加できる場の確保、例えば地区別総代会や集落座談会、支店運営委員会、地区運営協議会などの活性化である。

ただし、これらの補完ルートは、ボトムアップ・ルートとして十分に機能しない場合があること、水田農業や肥料価格などが中心で一部の地域・組合員にしか関わらない課題は取り上げにくいこと、地域代表者による構成のため、代表者以外の構成員や少数意見は反映しにくい等々の限界がある。そこで、組合員が比較的自由に発言でき、特定の課題について意見交換ができ、かつ基本ルートに直結する新たな組織が求められている。

例えば、総代構成員の再編であり、女性総代や青年総代、専業農業者総代を選出し、総代活動の活性化を図り、これを理事会につなげていくルートをつくることなどである。また、事業構造の変化に対応した組合員の運営参加の模索である。農協はこれま

で営農面事業について多分に「請負主義」的に過ぎており、今後は、営農面における組合員組織とのパートナーシップで農協事業を考えることが重要になる。他方、販売事業では、短期的な価格対応力よりも、生産から販売までのシステム構築や生産者組織の育成が求められている。そこで、生産者が応分のリスク負担をしながら、主体的に関われる自治的な組織育成が課題になろう。さらに、営農経済事業では、「出向く営業」のウェイトが増大しているのだが、農協事業の総合性を考えれば、渉外担当者には専門事業に関する知識だけでなく、組合員に対する「接点」「窓口」として、事業全体に関する理解と組合員の意見や要望を適切に関係部署につなげられる能力が必要になろう。そのほか、教育文化活動の活性化も組合員参加の場の形成という意義を持っていよう。

6 支店・事業所再編に伴う 組合員対応の変化

いま、支店・事業所の再編動向について、『総合農協統計表』と「全国一斉調査結果」から統計的に捉えてみると、以下のような特徴が指摘できる。

第1に、本・支店数の減少である。93年から03年までに2割近くも減少して、1万4千店を切っている。70年代以降90年代初頭まで1万7千店台を維持していたことを考えれば、90年代に入って以降、特に後半以降の減少は歴史的な変化と言ってもよ

い。

本・支店数減少の結果、1支店当たりの正組合員戸数は増加し、全国平均では293戸から329戸に増加し、特に東北では400戸以上になった。その反面、事業所は増加傾向にあり、具体的には営農センターや直売所、資材センターなどが増えている。また、支店統廃合の代替措置として、信用・共済事業の渉外体制の整備とともに、経済渉外や出向く営農指導など、営農経済事業においても渉外体制の強化が試みられている。

さらに、伝統的に本・支店によって行われてきた各種事業活動は、2つの方向に「分化」しつつある。1つは本・支店からの営農経済事業拠点への「事業拠点分離」であり、2つは本・支店を中心とする拠点事業から「出向く営業活動」への転換である。これによって、組合員との接点と接触方式は次第に変化してきている。

次に、農協における支店・事業所の再編が具体的にどのように進んでいるのか、また、それが組合員の利用構造、組織構造、参加構造、意識構造に与えた影響に関して、X県（中国地方）の3農協の場合について検討してみた。

同県においては、多数の農協が合併後10年を経過して、この間、購買高は激減し、販売高も同様に減少した。農協経営が深刻な状況の下で、具体的に事業管理費比率90%などの目標に掲げて、店舗統廃合等の経営改革を本格的に進めつつある。

単協における経営改革の内容は、支店統廃合と営農経済事業の拠点化に分けられ

る。その際、農協の経営改革の進展においてはいくつかの局面がある。第1は、AコープやSSの閉店や再編成など、いわゆる拠点型事業の見直しである。第2は、支店からの営農経済事業の分離（金融店舗特化）と営農・資材センターの拠点集約化である。第3は、金融特化支店の統廃合である。さらに第4として、営農経済事業拠点の広域集約もありうる。

第1局面で、AコープやSS等の拠点型事業のスリム化によって、事業高は急激に減少してきた。第2局面においては、金融特化支店と組合員との事業利用上のつながりが弱まっており、組合員との接点の希薄化と営農経済拠点への接点シフトが生じている。

第3局面の金融特化支店の集約は、旧村単位の身近な支店の消滅を意味する。その限りでは組合員にとって象徴的な出来事で反発も根強い。しかし、上記のように事業利用上の接点シフトがあるため、実質的意味は比較的軽いように見受けられる。また、支店からの経済事業分離と拠点集約化によって生じる余剰要員は、経済渉外等の「出向く営業」に配属されている。ただし、当面の対応措置であり、効果は限られている。

なお、組合員と農協との関係構造は重層的であり、支店・事業所の再編はその関係を多面的に変化させている。そこで、支店・事業所再編の影響については、さらに実証的な分析が必要である。また、このような実証的検討を踏まえて、再編後の組合

員対応の方向も明らかになるであろう。

おわりに 残された検討課題

本調査研究の目的は、「農協と組合員との関係再構築のあり方」について、特に広域合併農協の組織運営問題への対応という観点からアプローチすることであった。そして、「組合員と農協の関係再構築」の問題や課題の究明においては、主に組織運営問題に限定した「組織基盤の拡充・強化」に関する検討、第2に組合員の「意思反映システム」の現状とその再編方向に関する検討、第3に支店・事業所統廃合の影響と組合員との関係再構築のあり方に関する検討を試みた。そこでは、それぞれの課題に対して十分に検討しつくされたわけではないが、現状の基本的な問題点と対応方向を提示した。

ただし、今回の調査研究において、農協の事業・経営問題と組織運営問題との関連については明示的には取り上げなかった。具体的には次の検討課題である。

1つは、「農協と組合員との関係再構築」によって、「組合員の農協への帰属意識を高め、協同組織性を強化することが迂回的に事業利用度を高め、農協経営の安定化にも結び付く」という仮説の検証である。かつて、信用・共済事業においても組織依存型の事業推進が一定程度の比重を占めていた。ただし、組織依存型事業推進の意義は低下しており、最近の事業改革の方向にお

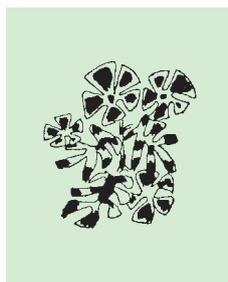
いても、組合員個別対応の涉外体制を重視している。ここにおいて、組織活動予算の投資的効果や農協事業の差別化という観点から、改めて組織依存型の事業方式の展開可能性を問う必要が出てきている。

2つは、農協組織の大規模化や支店・事業所の統廃合等によって、協同組織性が急速に低下し、それと共に組合員との関係が疎遠化したことと、農協全体の事業・経営に悪影響を及ぼしているということに関して、実証的な分析と問題の対応方向の検討である。この課題へのアプローチにおいては、多様化した組合員と農協との関係構造（利用構造、組織構造、意識構造）の変化が

具体的に検証される必要がある。特に「利用構造」の分析においては、組合員の多様化を前提にしなければならない。組合員の「多様化」とは、農業法人や企業的大規模農業経営、専業家族経営、兼業農家、自給的農家、非農家というグループ別、また、高齢者世代や団塊世代、30～40歳代の青壮年世代、学齢期世代など世代別、さらに性別あるいは正・准・非組合員など組合員資格別に捉えることである。

以上の諸課題は、本稿でも部分的に言及しているが、本格的な検討は残された課題となった。

（あおやぎひとし）



M & A と協同組合

協同組合は買収できるか

目次

はじめに

1 今回の動きの概要

- (1) 経緯と関係者
- (2) FCS
- (3) FCSAとアグスター
- (4) ラボバンク

2 ラボバンクの買収提案について

- (1) 概要
- (2) ラボバンクの狙い

(3) FCSAの当初の判断

3 アグスターの合併提案について

- (1) 合併提案の概要
- (2) アグスター提案の評価
- (3) 新組合の姿

4 主要な論点

- (1) 組合の剰余金は誰のものか
- (2) 政策上の論点
- (3) わが国への示唆

〔要 旨〕

- 1 M & A が協同組合にも及んできた。アメリカの協同組合方式による農業・農村専門金融機関である連邦農業信用制度の貸付組合「アメリカ農業信用サービス」に対して、買収と合併の提案がなされた。
- 2 合併を提案したのは、オランダの協同組合に根ざす金融機関であるラボバンクであり、これに対抗して合併を提案したのが、隣接する貸付組合アグスターである。これらの提案はいずれも、組合員に対する現金支払がその内容に含まれていた。
- 3 2つの提案、特にラボバンクの買収提案は、アメリカ国内で大きな議論を巻き起こした。その主要な論点は、協同組合の剰余金は誰に帰属するのか、そして公益的分野を担うがゆえに政府の支援を受けている組織の売却が許されるのか、であった。
- 4 最終的に両提案は成立しなかった。それは、当初買収受入を表明した貸付組合の経営者が翻意し、一転して拒否したためであり、それ以降の手続きが進められなかったからである。
- 5 今回の事案は、協同組合もM & Aの対象になり得ることを示す一方で、M & A大国のアメリカでも農業分野における協同組合の公益性を理由にM & Aが拒否されたことは、わが国の協同組合にとって示唆的である。

はじめに

このところ日本企業がかかわるM&Aが広がりをみせている。これに対する協同組合の見方は、「M&Aは株式会社に固有のものであって協同組合にはかかわりがない」ということのようなのである。

その常識が、2004年にアメリカでくつがえされた。協同組合方式によるアメリカの農業金融専門組織である連邦農業信用制度の単位組織のひとつに対して、国際的な業務を展開するラボバンクが買収を提案したのである。この提案は、FCSの諸金融機関、FCSを監督する連邦政府機関であるFCAなど関係機関・団体間で大きな議論を巻き起こした。

結局、今回のM&Aは不成功に終わった。今回の事件は、協同組合がM&Aに無関係ではないことを示すとともに、市場主義のなかでの協同組合のあり方、という基本的な問題を改めて提起したものであった。このことはわが国の協同組合が問いかけられている問題でもある。

そこで本稿では、現地情報と研究者の分析をもとに、今回の経緯と論点を紹介する。

1 今回の動きの概要

(1) 経緯と関係者

04年の夏、連邦農業信用制度（Federal Farm Credit System、以下「FCS」）の大

手組合の1つに対して、買収と合併の2つの提案が行われた。標的になったのは、アイオワ、ネブラスカ、サウスダコタ、そしてワイオミングの4州を区域とする「アメリカ農業信用サービス」(Farm Credit Service of America、以下「FCSA」)という貸付組合である。

まず、オランダの協同組合組織の銀行であるラボバンクが6億ドルでの買収を申し入れた。これを受けて組合は対応を協議し、7月末の理事会で、提案受け入れを決定した。この時点で残された手続きは、監督官庁の承認とFCSAの組合員の承認を得ることであった。

その直後に競争者が現れた。それは、ミネソタの一部とウィスコンシンで業務を行っている隣接組合であるアグスターであり、両組合の合併を提案した。この提案は、80年代に始まったFCS組織内の合併や統合の流れに沿うものであった。しかし、後述するとおり、小が大を吸収する形であったため、買収とは別の意味で関係者の論議を呼んだ。最終的にFCSAは、両提案を拒否したが、その執行体制は一新された、と伝えられている。

今回の関係者は、買収と合併提案を受けたFCSA、買収を提案したラボバンク、合併を提案したアグスター、連邦政府の監督機関であるFCA (Farm Credit Administration、農業信用庁)、そしてFCAの背後にあって農業金融や農村金融の制度確立に熱心であったアメリカ議会などであった。以下では、買収・合併提案の詳細に入

る前に、これらの関係者を簡単に紹介しておこう。

(2) FCS

FCSは、農業者が所有し統治する金融協同組合群である。^(注)同制度は、全米の農業者、牧場主、漁業者、農村住宅所有者、農産物加工・販売事業者、農場関連事業、農業者が所有する協同組合、農村公益事業そして国際農産物貿易に従事する内外の企業に対して、現在、長短合わせて950億ドルの融資を行っている。これらに必要な原資は、預金ではなく、世界の金融市場での債券発行によって調達されている。

FCSは、1916年連邦農業信用法により、連邦政府の免許と出資により創設された。その狙いは、銀行が対応しようとしなない農業抵当信用の供給にあった。このような経緯もあって、FCSの発行債券には連邦政府の「暗黙の保証」があると受け止められており、その発行利率は財務省証券に次いで低い。また、債券の利息には課税されないほか、農業不動産抵当貸付から生じるFCSの収益も非課税という特典が与えられている。このような保護の見返りとして、FCSは農村および農業金融に特化することが求められている。

04年9月末現在、FCSの組織は基本的には5つの地域銀行と97の貸付組合からなっており、地域銀行は貸付組合に対して貸付原資を供給している。今回の当事者であるFCSAとアグスターはいずれも貸付組合のひとつであり、その連合組織ともいべき

地域銀行はアグリバンクFCB (Farm Credit Bank, 農業信用銀行) である。

FCSの金融機関群は、出資者が農業者等個人であるという意味で民間機関であるが、政府支援企業(GSE)という公的な性格もあわせもっている。GSEは公共政策の観点から必要とされる分野で認められ、FCSはその草分け的存在である。たとえば、FCSを監督する機関として、アメリカ農務省に属する独立行政法人であるFCAが、制度発足当初から置かれている。このFCAの理事会の長は、議会の承認を得て大統領が指名することとされており、このことだけでも、FCSが大統領と議会という公共政策の立案・執行者が深くかかわる組織であることを理解することができよう。

(注) FCSの詳細については田中久義(2002)「アメリカの農業金融の動向と協同組合 変貌する連邦農業信用制度(FCS)」『農林金融』7月号を参照。

(3) FCSAとアグスター

先に述べたとおり、FCSAとアグスターは隣接するFCSの貸付組合である。両組合の概要をまとめたのが第1表である。

まず03年12月末時点の貸出金残高は、FCSAが70.8億ドルであるのに対して、アグスターは23.7億ドルとFCSAの約33%にとどまっている。同じく貸出件数は、FCSAが21万906件であるのに対して、アグスターは13万3,490件とFCSAの63%となっている。これらの割合の相違は、FCSAでは農業不動産抵当貸付が貸出金全体の7割を占めているのに対して、アグスターで

第1表 アグスター・FCSAの財務状況
(2003年12月末残高)
(単位 百万ドル, %, ポイント)

	アグスター	FCSA	(a/b)
	(a)	(b)	a - b
純貸出金	2,371	7,084	(33.5)
総資産	2,537	7,634	(33.2)
総負債	2,197	6,340	(34.7)
純財産	340	1,293	(26.3)
出資金等	11	48	(22.9)
剰余金	329	1,246	(26.4)
うち非配分	226	1,246	(18.1)
純利ざや	3.07	2.90	0.17
純事業費用比率	0.93	1.07	0.14
投下資本利益率	11.64	9.44	2.20

資料 Barry, Peter J, (2004.9.1)所収の表から筆者作成

は4割にすぎないという貸出金構成の違いを反映している。この貸出金残高規模と構成の違いは、総資産や純財産そして剰余金規模の違いをもたらしている。

次に、資本関係をみると、FCSAは、出資金が約4,800万ドル、剰余金が12億ドルと潤沢であるが、このすべてが非配分剰余金、つまり組合員に配分されていない剰余金である。これに対して、アグスターは出資金が1,100万ドル、剰余金は3.3億ドルに過ぎないが、非配分は2.3億ドルであり、残りは組合員に配分されている。このような剰余金のあり方の違いは、組合の方針を反映しているが、ラボバンクのような買収者からみると、組合員に配分されていない結果として多額の剰余金が組合に帰属することが、大きな買収メリットとなる。

以上のように、財務諸表上はFCSAがアグスターよりもはるかに大規模である。このことからすれば、アグスターの合併提案は「小が大を吸収する」内容であったといえる。

(4) ラボバンク

ラボバンクは、世界35か国における農業関連産業融資分野における主要な金融機関として活動しているオランダの銀行である。その資産規模は約5千億ドルで、世界ランク15位である。ラボバンクを所有するのは328の協同組合組織である地方銀行であり、これらの銀行群はオランダ国内のリーテイルと事業金融市場で金融サービスと商品を提供している。同グループは、オランダ国内で約900万の企業および個人顧客を持ち、ほとんどあらゆる金融サービスの分野で同国のリーダーである。

オランダ国外34か国に222の拠点をもっていることが示すように、ラボバンクは国際展開に早くから取り組んできた。その戦略は、進出先国の農業金融分野での地位を確立することであり、その手段としてM&A手法を駆使している。その結果、同行はオーストラリアの農業金融で大きな市場占有率をもつにいたっている。

このように、ラボバンクは協同組合組織が所有する金融機関であり、ヨーロッパでは、フランスのクレディ・アグリコール等と同様に協同組織金融機関と位置付けられている。しかし、アメリカでは、利用配当を行っていないうえ利益を還元する仕組みがないなど、伝統的な協同組合原則に従っていないことを理由に、特異な協同組織との見方が一般的なようである。

2 ラボバンクの買収提案 について

(1) 概要

報じられているラボバンクの買収提案の概要は次のとおりである。

買収金額は6億ドルとする。これは、過去5年間にFCSAから借入れを行った出資者に現金で支払われる。

FCSAは、出資者とFCAの承認を得て、FCSから脱退すること。

FCSAは、ネブラスカ州の免許を得て農業信用会社に転換する。

FCSAの組合員は、内外の市場でラボバンクの業務・サービスの利用が可能となる。

FCAの定めに基づき、FCSからの脱退料として約8億ドルをアメリカ政府が所有するFCS保険公社に支払う。これによって保険基金の資産が大幅に増加するため、他の組合が支払う保険料が軽減される。

ただし、出資者への現金支払いとこの脱退料支払いの税法上の扱いは当局の判断による。例えば、FCSAの出資者が現金を受け取った場合、その収入が有税である企業の配当金なのか、あるいは無税となる利用配当なのかは、明確でない。また支払脱退金への課税も決定されていない。

(2) ラボバンクの狙い

ラボバンクの狙いは、アメリカの農業金融市場に浸透する手段を確保するととも

に、この取引自体で高い利益を実現することにある。ラボバンクがこの取引で想定した投下資本利益率は15~20%であり、この利益率を確保できる買収価格が6億ドルであった。

まず、ラボバンクのアメリカ農業金融市場への浸透策は、買収を基本としている。たとえば、02年にラボバンク・インターナショナルは、南部および中央カリフォルニアでリーテイル・ネットワークをもつ商業銀行であるヴァレー・インディペンデント・バンクを買収した。03年にはランド・リース・アグリビジネス(ラボ・アグリファイナンス)を買収し、アメリカ全域に拠点網をもつ農業抵当貸付業者となった。同じく03年には、アイオワ州チェダー・フォールに本拠をおく貸付業者であるアメリカ・アグサービスなども買収している。

もうひとつの狙いは収益である。ラボバンクの年次報告書によれば、その投下資本利益率(ROE)は約10%である。アメリカにおけるFDIC付保商業銀行9,192行全体の平均ROEは03年で15%強であり、総資産100億ドル以上の110銀行では16%強である。この限りでは、ラボバンクの収益性は平均を下回っている。

しかし、FCSAの買収については、6億ドルという買収価格を前提とすれば、ラボバンクに15%強のROEをもたらすとみられている。このような高いROEの一部は、8億ドルの脱退金支払いによるFCSAの資本減少を反映している。皮肉にも、FCSからの脱退を抑制するために定められた脱退金

が、外部投資家がFCSの機関を買収する強力な誘因となっているのである。いずれにせよ、ラボバンクは、協同組織であるとはいえ、その行動基準は収益であり、今回の買収提案は、良好な収益見通しに裏付けられたものであった。

(3) FCSAの当初の判断

FCSAの経営陣は、当初、国内外の融資市場や金融商品を利用できること、そしてラボバンクグループの広範な事業を利用する機会が得られることを理由に、買収受け入れを表明した。しかし、この判断は2つの意味で問題となった。

ひとつは、金融機能などの利便性向上が、FCSの諸機関が提供する機能やプログラムによっても実現可能であったことである。それは、後述するアグスターの合併提案内容からもうかがい知ることができる。つまり、機能拡充は買収の受け入れ理由としての説得性を欠いていたのである。

さらに、もうひとつの問題は、海外展開を考えるFCSAの組合員が、ほとんどいなかったことである。こうした状況では、総会で組合員の納得を得ることはむずかしかった。

組合員向け理由は表面的なものであり、真の理由は、組合経営の厳しさにあったとみられている。すなわち、FCSAが管轄する4州域の農業不動産担保貸出市場が成熟しているため成長が望めないこと、そして短期貸出で商業銀行の攻勢をうけて苦戦していること、がそれである。

このような事業面での苦しさの一方で、FCSAの巨額の資本剰余金は組合員に配分されていないため、経営者の判断で利用できることが、もうひとつの理由のようである。分厚い資本蓄積という魅力があるうちに身売りをするほうがよい、という判断にもみえるのである。

3 アグスターの合併提案について

(1) 合併提案の概要

ラボバンクの買収提案に対抗して行われたアグスターの合併提案の概要は、次のとおりである

資本金を等しくするための調整として、現在のアグスターの出資者に特別な出資金配分を行うとともに、FCSAの出資者に6億5千万ドルを現金で支払う。

組合員への利用配当および回転出資を含め、アグスターの現在の配当政策を合併後の法人の組合員に拡大する。

組合員による所有と統制を継続する。

FCSの会員資格は維持する。

現在の事務所網と2つの組合の融資担当者による継続的なサービスを維持する。

新組合名は「アグスター金融サービス」とし、ネブラスカ州オマハに本店を置き、アグスターのCEO（最高経営責任者）と、アグスターとFCSAの現在の理事から選出された執行チームが経営の任にあたる。

この提案は、これまで25年にわたるFCS内の大規模合併を踏襲している。これによ

ってFCSの貸付組合数が大幅に減少した結果、数州にまたがる区域の組合から、多数の小組合がある州にまでに多様化し、その資産規模は組合によってかなり異なる。アグスターは、総資産規模で全組合の上位10%内に入るという意味では大手であるが、FCSAはそれ以上に大規模な組合である。

アグスターの狙いは、これまでの合併と同様に、規模の利益を実現し、より一層のリスク分散をはかり、新設組合の組合員に提供するサービスを強化することにある。また、その提案は、公共的役割をもつ貸付組合を所有・統制する組合員を重視する姿勢を明らかにしている。

(2) アグスター提案の評価

この合併提案は、次の2つの観点から評価された。

第一は、貸出内容での補完である。

先に述べたとおり、FCSAが不動産抵当貸付金に集中しているのに対して、アグスターは運転資金など短期貸出が大きな割合を占めている。短期融資に強みをもつアグスターがFCSA区域に拡大することは、ミネソタとウィスコンシンにおける酪農、養豚および穀物生産者向け金融を強化することにつながる。また、地理的に隣接した位置関係と気象条件の違いは、リスクを分散する効果をもつ。

第二は、資本政策である。

アグスターの資本は、配分剰余金と非配分剰余金とを組み合わせているが、FCSA

は後者のみである。アグスターによるこれらの資本の配分は、利用配当による回転出資の形で行われている。これは、現在の借り手である組合員が現在の出資と投票権を保持する、という協同組合原則を反映していると評価されている。

連合組織の役割を果たすFCSの銀行は、銀行を所有する組合に資本を配分しているほか、若干の組合も組合員への利用配当プログラムを確立している。しかし、アグリバンクの管内では、98年に開始されたアグスターの利用配当プログラムが唯一であった。このような考え方の違いが、合併の帰趨に影響を与えたのである。

(3) 新組合の姿

アグスターが提案した合併後の姿を示したのが第2表である。

まず、アグスターの提案は、ラボバンクの提案金額を上回る6億5千万ドルをFCSAの出資者に支払うとともに、アグスターの組合員向けには出資金の調整を行うとしている。このためには、合併時に15億ドルの貸出金債権をFCS内の他の機関に売却する必要がある。

第2表 アグスター・FCSA合併の財務効果
(2003年12月末残高)

(単位 百万ドル, %)

	アグスター	FCSA	合併後の組合
純貸出金	2,371	7,084	7,955
総資産	2,537	7,634	8,671
総負債	2,197	6,340	7,587
純財産	340	1,293	1,084
自己資本比率	13.41	16.94	12.50

資料 第1表に同じ

貸出金売却後の合併総純資産（86億7千万ドル）は、アグスターの資産にFCSAの資産を加え、15億ドルの貸出金売却を差し引いたものである。総負債（75億8,700万ドル）は、2つの組合の負債合計額に現金配当に必要な6億5千万ドルを加え、15億ドルの貸出金原資である負債の返済と1億ドルの優先出資を差し引いたものである。合併後の貸借対照表では、自己資本比率が12.50%と、03年末のアグスターの単体比率を若干下回るが、FCAの規制は満たしている。

ここで注目しておきたいのは、合併提案にも貸出金の売却が含まれていたことである。わが国の農協合併ではみられない動きであるが、アメリカではこのような資産売却がよく利用されるとともに、その受け皿役は他のFCS機関が担っているのである。

4 主要な論点

(1) 組合の剰余金は誰のものか

FCSAの買収・合併をめぐる論点は多岐にわたるが、主要なものは次の2つであると思われる。

第一は、組合の剰余金はだれに帰属するか、という問題である。それが組合員であることには異論がないとしても、どの時点の組合員なのか、は難しい問題である。それは加入脱退の自由とからむ問題である。

FCSAの収益の大部分は、過去20年以上にわたって、非配分剰余金に計上されていた。この剰余金は、個別組合員に結び付け

られることはなく、最終的には現金で返還する義務として貸借対照表上に計上されているわけではなかった。これらの非配分剰余金は、協同組合が事業を続ける限り返還する必要がないという意味で「永久」自己資本として機能した。しかし、清算時には問題が生じるのである。

誰が非配分剰余金を所有するか、という問題については、次の5つの解答が示された。すなわち、現在の出資者、剰余金の造成に貢献した過去の出資者、今後とも事業を利用しようとしている将来の出資者、FCSにとどまる他の組織、そして初期のリスク資本を制度に提供した連邦政府である。これについての公式見解は示されておらず、議論は混迷したまま結論はでない。

(2) 政策上の論点

今回のFCSAをめぐる動きが提起した2つ目の論点は、アメリカ経済におけるGSEの役割という公共政策に関する問題である。

FCSは、GSE性をもつ金融機関の先駆けである。住宅金融の世界でこれに範をとったのがファニー・メイとフレディー・マックであり、住宅資金貸出についてのセカンダリー市場を大きく伸張させた。逆に住宅金融での仕組みを農業金融に導入したファーマー・マックは、各種金融機関が組成した農業不動産貸出金の流通市場を提供し、固定化した貸出の流動化に貢献している。

一般にGSEは、政策目的に寄与するとい

う公益性をもつがゆえに、明示または暗黙の公的な保護・支援をうけるとともに、公的な監視対象とされるなどの制約を受けている。このようなGSEの特質を前提とすると、その一部を分割して売却することが可能なのかについて、2つの問題が生じる。

ひとつは、政府の保護を受けて発展してきたGSEとしてのFCSの一部機関が、脱退料という一時的な負担だけで離脱することができるのか、である。というのは、FCAの規則は明らかに売却を想定していないからである。

もうひとつは、もしFCSAが脱退して民間の貸付会社になった場合、FCSAの管轄区域内の農業者などが望めば、FCSは新たな貸付組合を同じ地区に設立する義務を負っていることである。公益性の高いFCSのサービスの利用は平等でなければならないからである。このためFCSは、与信システムを作り直さなければならず、そのコストを誰が負担するのか、という問題が生じるのである。

GSEの民営化には先例がある。かつて学生向けの貸付組合であったサリー・メイは、民営化を決定した。これは議会に付議され、96年に認可された。サリー・メイは、現在SLM株式会社と呼ばれ、06年末までの完全民営化にむけた移行期間中にある。このように、民営化問題は、公開討論にかけられて徹底的に分析・議論されるとともに、長い時間をかけて実施に移される。これはFCSも例外ではないのである。

FCSAの買収・合併は組合の翻意によっ

て失敗に終わった。政策面からみれば単にFCSAだけの問題ではなく、FCS全体の基本的な性格にかかわる問題を提起するものであった。であるからこそ、FCSは組織として、売却に反対したのである。

(3) わが国への示唆

以上、FCSAという協同組合をめぐる買収・合併合戦の経緯と論点を紹介した。今回の動きの詳細は明らかでない点も多く、さらに分析をすすめる必要があるが、現時点で、わが国の協同組合の今後を考える際の参考になると思われるのは、次の諸点であろう。

第一は、協同組合もM&Aの対象になりうる、ということである。本稿で紹介したのはアメリカの動きであって、法制度の異なる日本では起こり得ない、という考えもあるだろう。しかし、解散と同時に会社法対象の法人化という手法は、わが国でも可能なのではないだろうか。M&Aは合併と買収による法人の取得であり、合併が可能であればそれ以外の手段も可能と考えておくべきではないだろうか。

第二は、世界でも最も市場主義の色彩の強いアメリカにおいても、協同組合の買収が拒否されたことである。今回の関係者で、ラボバンクの買収提案を支持したのはFCSAの経営者だけであり、FCSの系統組織、FCA（その背後の議会）は明らかに反対し、組合員も反対が多数であったとみられている。そこには、協同組合の役割に含まれる公益性への肯定的な評価があり、政

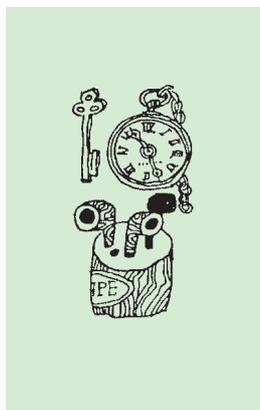
策として協同組合を育成・活用するという政府・議会の姿勢が貫かれた結果でもあるといえよう。

<参考文献>

- Barry , Peter J. (2004.9.1) "FCS of America's Organizational Choices: Sale to Rabobank, Merger with Agstar, or Status Quo?"
<http://www.farmdoc.uiuc.edu/finance/publications/FCSA%20Rabobank%20Agstar%20choices.pdf> (アクセス日06年3月8日)
- FAQs in "Understanding the Proposed Sale of Farm Credit Services of America"
<http://www.econ.iastate.edu/rabobankbuyout/> (アクセス日06年3月8日)

- Farm Bureau (2004.9.10) "Rabobank Buyout of FCSAmerica"
<http://www.econ.iastate.edu/rabobankbuyout/> (アクセス日06年3月8日)
- Kohl, David M. and Penson, John B. (2005-1) " Changing Face of Agricultural Lending " CHOICES, 20 (1), pp.5-6.
<http://www.choicesmagazine.org/2005-1/lending/> (アクセス日06年2月7日)
- Jolly , Robert W. and Roe, Josh D. (2005-1) " Selling a piece of Farm Credit System " CHOICES, 20 (1), pp.19-24.
<http://www.choicesmagazine.org/2005-1/lending/> (アクセス日06年2月7日)

(専務取締役 田中久義・たなかひさよし)



発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2005

A4判, 194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03 3243 7318

FAX 03 3270 2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03 5295 7580

FAX 03 5295 1916

発行 2005年12月

農協と農林公庫の農業資金内訳

はじめに

わが国全体としてみた農業関係融資資金（以下「農業資金」）の全体像，特にその各種性格別内訳は，農業の資金需要を構造的に把握し，ひいては農業金融のあり方を検討するための基礎とすべき情報であるが，これまであまり明らかにされていない。

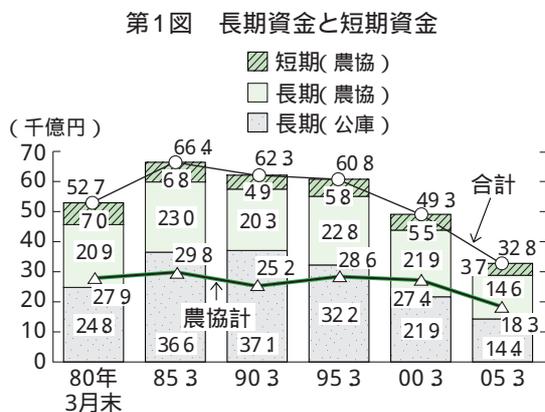
当総研と農林漁業金融公庫（以下「農林公庫」）調査室は，2005年度における共同研究の一環として，農業資金の大部分を占める農協と農林公庫の資金について各種内訳残高を推計した。本稿ではその結果を紹介したい。^(注1) 推計値は80年から05年まで5年ごとの3月末残高である。

（注1）農協は公庫資金を除いた数値。データの作成は佐藤正衛氏（農林公庫），長谷川晃生（当総研）（所属はいずれも当時）による。推計方法等の詳細は「農業資金需要の全体像 資金循環分析からの接近」『総研レポート』18調一No.2を参照。

1 全体および貸出期間別

05年における農協・農林公庫合計の農業資金は32.8千億円であり，80年の約6割，85年のピーク時の半分に縮小した（第1図）。

農協と農林公庫の農業資金は互いに匹敵



する規模であるが，その間における両者の推移には相違がある。農協は00年まで比較的安定して推移した後，05年に縮小した。それに対して農林公庫は85年，90年と拡大した後，縮小が続いている。後者は圃場整備事業とその一巡等を反映している。

農林公庫は専ら長期資金のみを供給しており，短期資金は歴史的に農協が担ってきた。この短期資金はおおむね農協・農林公庫合計の1割内外，農協資金の2割程度である。

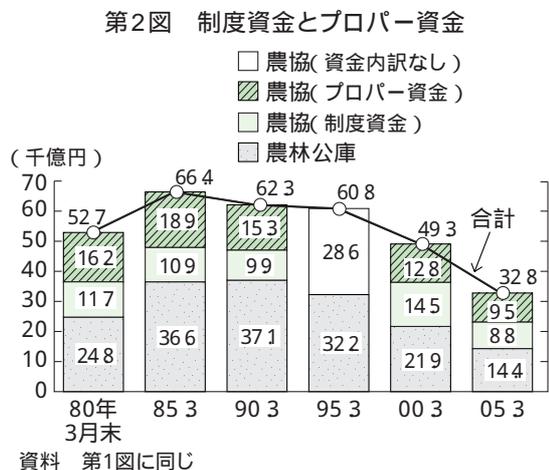
2 制度別

農協資金は制度資金と独自の資金（プロパー資金）に分かれる。農協プロパー資金は農協・農林公庫合計の3割弱，農協資金の5～6割程度を占めている（第2図）。

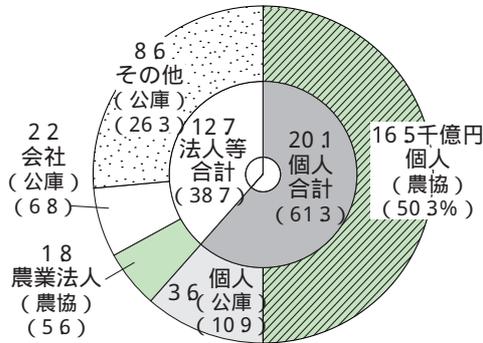
農協資金に占める割合をやや詳しくみると，90年まで6割程度であったものが00年以降5割程度に低下している。

3 貸出先別 ^(注2)

05年3月末における農業資金を貸出先別にみると，個人が約6割，法人等が約4割



第3図 農業資金の貸出先別内訳
(05年3月末)



資料 第1図に同じ
(注) 公庫の「その他」は土地改良区、農協等を含む。

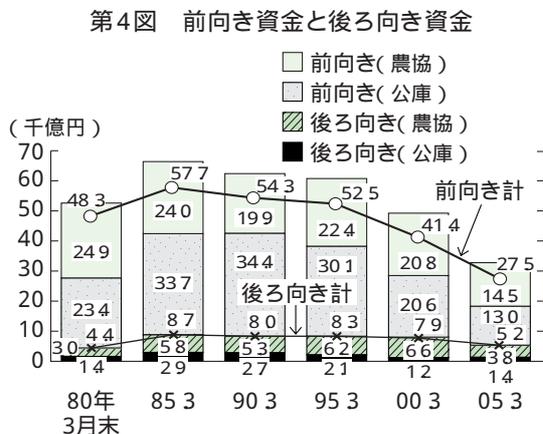
である(第3図)。個人向けはおもに農協が、法人等向けはおもに農林公庫が担っている。ただし農林公庫の法人等は土地改良区や農協が大きな割合を占めており、農業経営体向けの割合はそれほど大きくないと思われる。

(注2) 00年以前の農協の計数がいないため、05年3月末のみ示した。

4 用途別

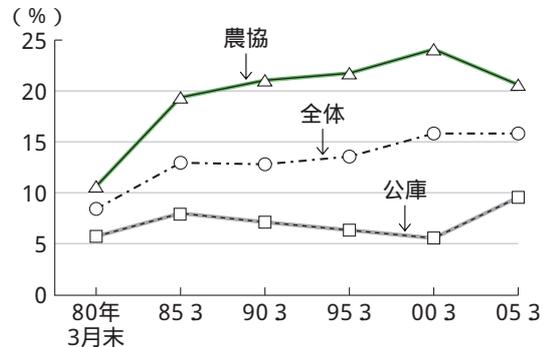
前向き資金と後ろ向き資金に分けてみると、前向き資金は85年をピークに縮小傾向にある。後ろ向き資金は80年の4.4千億円から増加して85年から00年まで8千億円前後で推移した後、05年に5.2千億円に縮小した(第4図)。

農協・農林公庫合計に占める後ろ向き資



資料 第1図に同じ

第5図 農業資金に占める後ろ向き資金の割合



資料 第1図に同じ

金の割合は長期的にみて上昇傾向にあり、05年には80年の約2倍となった(第5図)。特に農協は00年まで一貫して上昇が続いた。後ろ向き資金の割合を農協・農林公庫間で比較すると、一貫して農協の方が農林公庫よりおおむね数倍以上大きい(注3)。両者の較差は00年まで拡大していたが、その後05年には縮小に転じた。

(注3) 農協の貸出金が主に個人(農家)向けであるのに対して、公庫の貸出金に土地改良区向けや農協向けが多いことも影響していると思われる。

まとめ

農業資金全体の残高が縮小する中で、基盤整備の一巡による農林公庫資金の縮小や後ろ向き資金の動きを除けば、各種内訳別の構成比は分析対象期間を通じて比較的安定している。これは資金需要の全般的縮小を表していると考えられる。厳しい経営環境や高齢化による投資意欲の低下、農業生産の減少を反映したものであろう。

それに対して、後ろ向き資金は残高こそ縮小しつつあるものの、農業資金に占める割合は増大傾向にある。これは、厳しい環境の下で、前向きの資金需要が減退する一方、後ろ向き資金が根強く残存していることを示すものであろう。

今回の結果を見る限り、80年代半ば以降の農業資金の変化は量的縮小および後ろ向き資金の割合増大が特徴となっている。

(主任研究員 平澤明彦・ひらさわあきひこ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(69)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(69)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(69)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(70)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(70)
6. 農業協同組合 主要勘定	(70)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(72)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(72)
9. 金融機関別預貯金残高	(73)
10. 金融機関別貸出金残高	(74)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3270)2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少
「*」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2001. 3	34,814,227	6,545,736	14,216,566	3,276,116	22,526,700	22,552,793	7,220,920	55,576,529
2002. 3	37,317,468	5,946,139	10,171,831	1,632,330	22,988,469	23,737,464	5,077,175	53,435,438
2003. 3	39,249,073	5,807,159	11,491,434	1,518,909	28,303,812	18,729,430	7,995,515	56,547,666
2004. 3	39,898,619	5,216,869	14,224,928	2,142,846	33,387,202	17,416,158	6,394,210	59,340,416
2005. 3	39,600,643	4,704,414	16,291,656	1,469,342	37,382,703	15,436,450	6,308,218	60,596,713
2005. 10	41,149,635	4,699,822	19,293,072	1,487,607	41,072,158	14,051,790	8,530,974	65,142,529
11	41,747,543	4,721,201	20,305,783	888,107	42,822,112	12,976,821	10,087,487	66,774,527
12	41,126,783	4,757,210	22,381,301	994,511	43,448,847	13,465,331	10,356,605	68,265,294
2006. 1	41,107,736	4,777,560	23,565,433	3,154,079	43,554,122	13,096,093	9,646,435	69,450,729
2	40,731,179	4,783,256	23,428,922	3,872,728	42,751,021	12,428,391	9,891,217	68,943,357
3	39,508,924	4,787,716	25,336,959	723,299	45,562,031	11,626,746	11,721,523	69,633,599

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2006年3月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,806,001	2,512	1,027,978	34	87,444	-	32,923,970
水産団体	1,126,682	6	140,308	14	13,855	-	1,280,866
森林団体	1,440	1	5,213	3	15	-	6,673
その他会員	914	-	2,584	-	-	-	3,498
会員計	32,935,038	2,519	1,176,082	52	101,315	-	34,215,006
会員以外の者計	641,372	47,313	364,147	112,834	4,124,792	3,460	5,293,919
合計	33,576,410	49,832	1,540,230	112,886	4,226,107	3,460	39,508,925

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 974,501百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2006年3月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	72,727	10,857	147,920	0	231,503
	開拓団体	387	18	-	-	405
	水産団体	44,709	12,512	34,109	292	91,622
	森林団体	5,165	11,009	5,966	47	22,187
	その他会員	85	58	140	-	283
	会員小計	123,073	34,453	188,135	340	346,001
	その他系統団体等小計	235,232	39,084	94,067	147	368,530
計	358,305	73,537	282,202	487	714,531	
関連産業	2,080,078	68,611	1,537,104	24,841	3,710,634	
その他	6,958,943	16,242	226,243	153	7,201,581	
合計	9,397,326	158,390	2,045,549	25,481	11,626,746	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2005. 10	6,207,625	34,942,010	41,149,635	130,160	4,699,822
11	6,997,679	34,749,864	41,747,543	30,660	4,721,201
12	6,600,882	34,525,901	41,126,783	12,550	4,757,210
2006. 1	6,671,895	34,435,841	41,107,736	50,050	4,777,560
2	6,557,985	34,173,194	40,731,179	40,600	4,783,256
3	5,932,224	33,576,700	39,508,924	11,170	4,787,716
2005. 3	5,340,035	34,260,608	39,600,643	110,250	4,704,414

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2005. 10	117,660	1,369,945	41,072,158	12,133,486	12,641	-	161,726
11	113,519	774,588	42,822,112	12,582,209	11,843	102,700	162,318
12	82,219	912,291	43,448,847	12,579,696	12,988	621,800	161,132
2006. 1	107,544	3,046,534	43,554,122	12,851,680	13,216	173,500	159,701
2	126,717	3,746,009	42,751,021	13,030,175	15,315	-	162,437
3	104,978	618,320	45,562,031	13,860,943	14,210	318,400	158,389
2005. 3	80,233	1,389,108	37,382,703	12,871,094	21,916	-	195,203

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2005. 10	49,122,972	47,772,781	384,150	69,835	1,132,795
11	49,149,373	47,828,978	399,890	69,835	1,132,794
12	49,588,347	47,989,498	396,380	71,795	1,132,794
2006. 1	49,197,360	47,865,998	422,870	71,815	1,132,794
2	49,235,751	47,802,954	420,230	71,812	1,132,795
3	48,663,980	47,386,083	347,086	65,749	1,134,600
2005. 3	48,391,067	47,055,120	247,151	70,463	1,116,487

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。
4 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系統預け金}}{\text{預け金} + \text{コールローン} + \text{買入金銭債権} + \text{金銭の信託} + \text{有価証券} + \text{金融機関貸付}} \times 100$

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2005. 9	23,519,154	55,007,166	78,526,320	609,177	439,553
10	24,109,352	54,813,804	78,923,156	598,872	429,046
11	23,928,074	54,912,193	78,840,267	580,421	411,444
12	24,435,177	55,269,392	79,704,569	561,129	397,766
2006. 1	24,045,453	54,997,584	79,043,037	570,634	408,458
2	24,485,659	54,780,317	79,265,976	564,047	405,961
2005. 2	23,121,934	54,973,786	78,095,720	585,064	427,269

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4 貸出金のうち短期は1年およびそれ以外のもの。
5 貸出金のうち長期は1年をこえるもの。 6 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系統預け金}}{\text{預け金} + \text{有価証券} + \text{金銭の信託} + \text{金融機関貸付} + \text{買入金銭債権}} \times 100$

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
134,584	1,725,309	1,224,999	16,078,020	65,142,529
393,838	1,736,273	1,224,999	16,920,013	66,774,527
208,975	1,869,406	1,450,717	18,839,653	68,265,294
286,611	1,831,939	1,450,717	19,946,116	69,450,729
623,578	1,775,193	1,450,717	19,538,834	68,943,357
620,000	1,582,927	1,465,017	21,657,845	69,633,599
460,247	1,609,292	1,224,999	12,886,868	60,596,713

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
11,397,918	2,468,722	23,422	14,051,790	802,070	7,716,265	65,142,529
10,368,135	2,423,213	23,153	12,976,821	906,168	9,066,776	66,774,527
10,833,674	2,443,857	26,667	13,465,331	953,232	8,768,586	68,265,294
10,522,999	2,390,281	23,111	13,096,093	937,653	8,522,067	69,450,729
9,983,239	2,259,809	22,904	12,428,391	878,141	8,997,763	68,943,357
9,397,326	2,045,549	25,481	11,626,746	650,000	10,738,914	69,633,599
12,804,718	2,405,688	30,839	15,436,450	381,112	5,905,191	60,596,713

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
49,446	28,289,592	28,147,485	0	326,694	16,615,083	6,081,226	1,012,405
52,735	28,228,042	28,094,970	0	327,153	16,639,168	6,059,312	1,018,678
89,305	28,260,774	28,130,023	0	313,120	16,690,734	6,247,963	1,181,776
58,032	28,044,509	27,921,617	0	312,537	16,763,350	6,223,479	1,188,619
52,097	27,932,702	27,795,754	0	312,645	16,877,165	6,227,828	1,204,143
57,090	27,252,196	27,107,777	0	303,866	17,044,553	6,221,610	1,219,774
68,615	28,359,320	28,239,582	7,000	284,625	16,056,362	5,859,457	949,784

5 受託貸付金は外書である。

6 1999年10月より統合県J Aは含まない。

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
384,003	54,413,151	54,214,643	4,262,906	1,640,408	21,297,602	322,995	880
385,087	54,536,686	54,338,398	4,460,123	1,796,136	21,238,787	321,803	879
403,189	54,417,763	54,219,691	4,457,021	1,776,609	21,199,396	313,663	878
436,781	55,050,832	54,823,173	4,513,650	1,801,868	21,163,804	311,216	876
398,531	54,492,828	54,290,786	4,508,774	1,802,283	21,108,280	306,258	876
386,364	54,629,235	54,430,386	4,668,989	1,919,484	21,129,078	302,401	871
381,126	53,875,379	53,666,422	4,226,186	1,620,846	21,230,448	321,184	902

7 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

8 1999年10月より統合県J Aを含む。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2005. 12	2,210,385	1,539,111	31,314	67,178	15,779	1,354,735	1,310,631	148,575	757,240	
2006. 1	2,182,260	1,525,457	29,998	67,227	16,555	1,337,379	1,302,912	148,709	745,696	
2	2,185,387	1,514,883	27,365	67,230	15,198	1,341,358	1,304,175	149,521	745,294	
3	2,198,018	1,493,938	26,718	68,088	16,675	1,357,495	1,309,805	149,885	746,272	
2005. 3	2,199,385	1,576,009	40,552	65,288	17,295	1,361,298	1,308,085	152,935	743,741	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2005. 10	1,001,290	590,602	245,139	178,390	125,431	7,545	942,590	920,633	7,836	293,025	9,888	268	
11	951,412	552,582	233,090	167,681	123,381	8,202	898,875	869,789	7,936	280,200	9,566	251	
12	902,097	517,655	221,303	160,341	119,028	6,906	875,761	852,718	5,361	253,336	9,128	221	
2006. 1	871,366	511,653	219,112	160,296	119,121	7,743	848,826	825,504	4,557	251,222	9,027	215	
2005. 1	995,875	619,163	249,240	181,481	129,939	7,803	923,219	900,919	11,207	314,668	9,506	357	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局	
残	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006	
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376	
	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755	
	高	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
		4	206,927	47,950	1,811,947	1,361,998	398,773	618,219	91,306 P	4,645
		5	207,279	48,369	1,791,999	1,352,057	396,148	613,898	90,893 P	4,798
		6	206,958	48,259	1,795,944	1,352,735	398,357	615,243	91,048 P	4,476
		7	207,125	49,166	1,814,386	1,361,638	402,174	619,498	91,693 P	4,356
		8	208,060	48,231	1,805,153	1,357,891	400,033	616,620	91,579 P	4,314
		9	207,787	50,279	1,842,021	1,367,078	403,233	623,513	92,434 P	4,441
		10	207,190	50,688	1,830,164	1,362,634	401,469	620,399	92,093 P	4,360
11		206,872	50,406	1,846,730	1,369,191	403,979	621,327	92,405 P	4,479	
12		205,894	50,662	1,854,445	1,395,774	412,429	631,723	93,401 P	3,929	
2006. 1		205,378	50,349	1,842,528	1,382,642	405,545	623,448	92,875 P	4,027	
2		205,617	50,237	1,839,718	1,384,455	405,871	622,893	93,002 P	3,996	
3 P	207,726	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170 P	628,344 P	93,707 P	4,092 P		
前 年 同 月 比 増 減 率	2002. 3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.9	14.5	
	2003. 3	1.2	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0	
	2004. 3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7	
	前 年 同 月 比 増 減 率	2005. 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4
		4	1.1	0.4	3.6	1.9	3.8	0.2	0.7 P	18.1
		5	0.9	0.4	4.8	2.0	4.0	0.1	0.5 P	17.9
		6	1.0	0.1	4.4	2.2	3.5	0.0	0.7 P	18.7
		7	1.0	0.7	3.9	2.3	3.1	0.0	0.9 P	18.7
		8	0.7	0.3	4.5	2.9	2.9	0.0	0.9 P	19.3
		9	0.8	0.9	2.3	2.9	2.7	0.2	1.1 P	18.9
		10	0.8	1.8	1.3	1.0	1.4	0.2	0.7 P	18.3
11		0.8	2.0	0.2	1.7	2.1	0.2	1.0 P	18.8	
12		0.8	1.9	0.2	1.7	2.3	0.4	1.1 P	18.2	
2006. 1		0.8	1.5	0.7	1.6	2.0	0.5	1.5 P	16.8	
2		0.8	1.2	0.1	1.5	2.2	0.6	1.6 P	16.7	
3 P	0.0	1.9	1.5	2.2	2.1 P	1.2 P	2.0 P	15.0 P		

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金, コールローンは含まない。